

川越市一般廃棄物処理基本計画 「生活排水処理基本計画書」（原案）

令和8年3月

川 越 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の概要	3
第2章 地域の概要	5
第1節 市勢及び位置	5
第2節 気候的特性	6
第3節 社会環境	8
第4節 将来構想	24
第5節 水環境・水質保全に関する状況	28
第3章 生活排水処理の現状と課題	33
第1節 生活排水処理の現状	33
第2節 し尿及び浄化槽汚泥処理の状況	37
第3節 生活排水処理施設の状況	46
第4節 前計画目標値の達成状況	50
第5節 生活排水処理の課題	51
第4章 生活排水処理の基本方針	55
第1節 生活排水処理に係る理念	55
第2節 生活排水処理施設整備の基本方針	55
第3節 生活排水処理の目標	56
第5章 生活排水処理基本計画	57
第1節 将来の生活排水処理体系	57
第2節 生活排水の処理主体	58
第3節 生活排水の処理計画	59
第4節 し尿・汚泥の処理計画	66
第5節 その他	71

第1章

計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 計画の目的

生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、川越市（以下「本市」という。）における生活排水の処理に係る基本的な方針を定めるものである。

本計画は、長期的・総合的視点に立って、本市における生活排水処理の現状を整理した上で、今後の処理のあり方について検討し、もって、公共用水域の水質を保全し、環境衛生の向上に資するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、図1.1.1に示すとおり、生活排水処理基本計画策定指針、廃棄物処理法等の関係法令に準拠し、本市の総合計画及び環境基本計画等との整合を図りつつ策定するものとする。

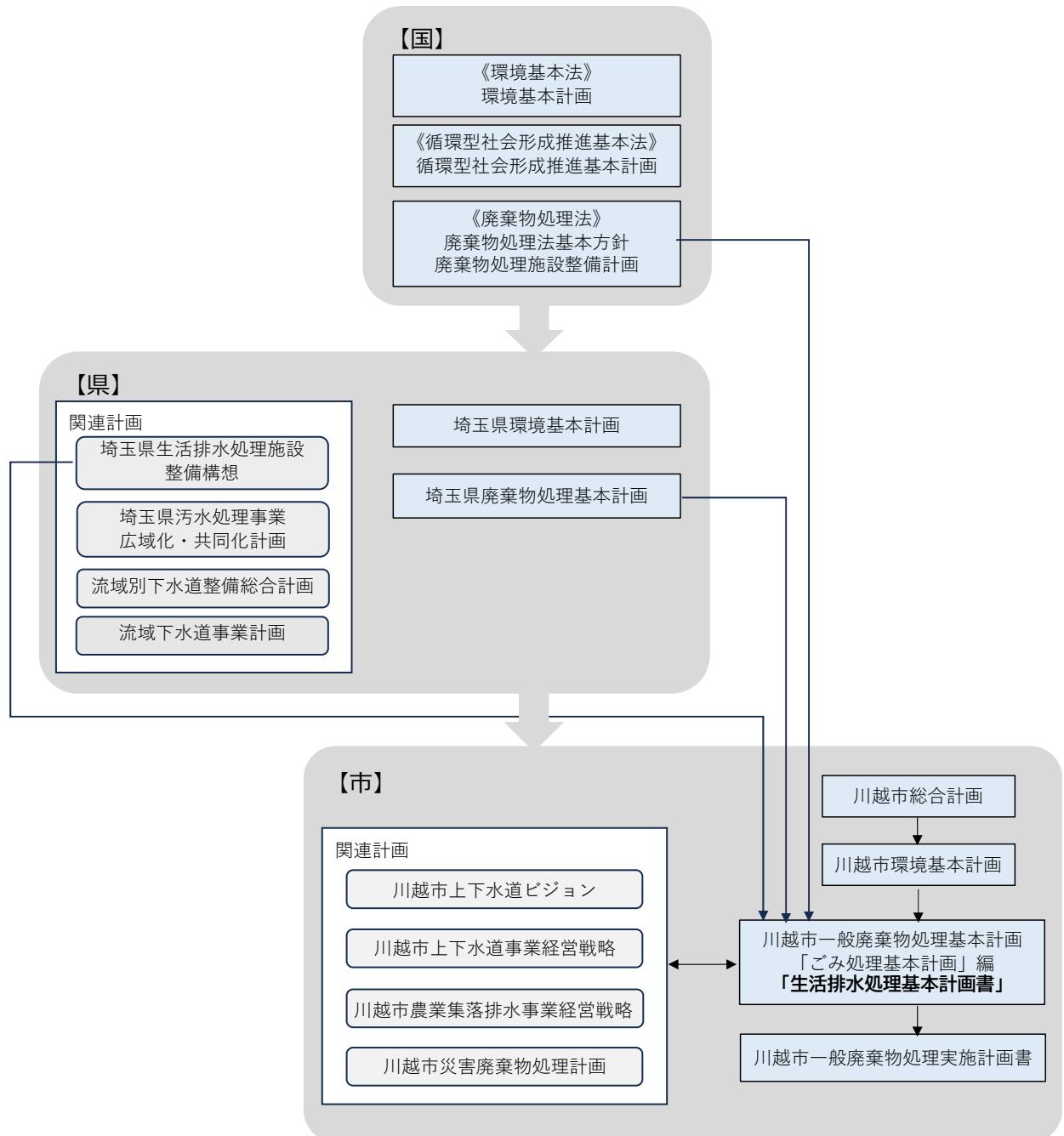


図1.1.1 計画の位置づけ

第2節 計画の概要

1. 計画の対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、本市全域とする。

2. 計画の対象範囲

本計画は、図1.2.1に示すとおり一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する計画である。

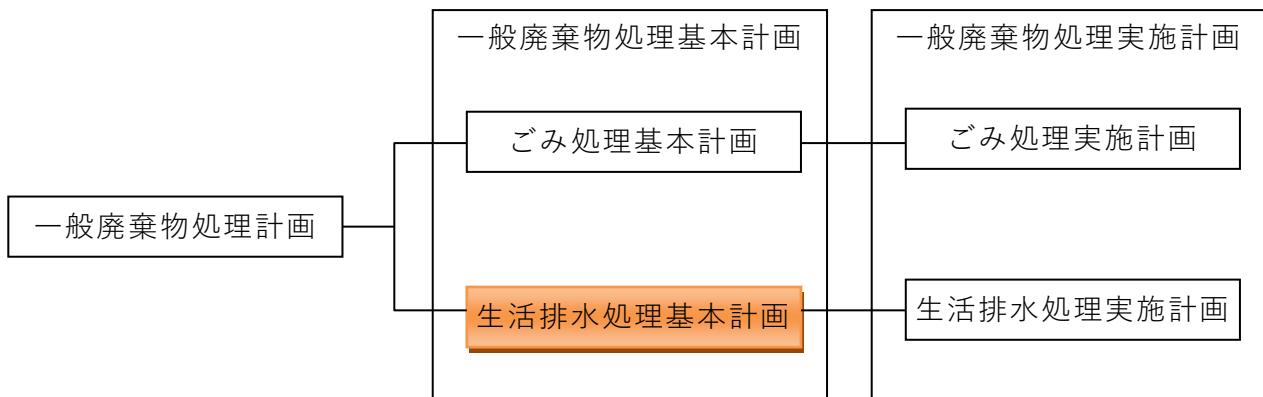


図1.2.1 計画の対象範囲

3. 計画期間及び目標年度

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和23年度を最終年度とする向こう16年間の基本的な施策について、方向づけをするものである。なお、中間目標年度として令和13、18年度を設定する。

また、本計画は5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化等計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じ見直しを行うものとする。

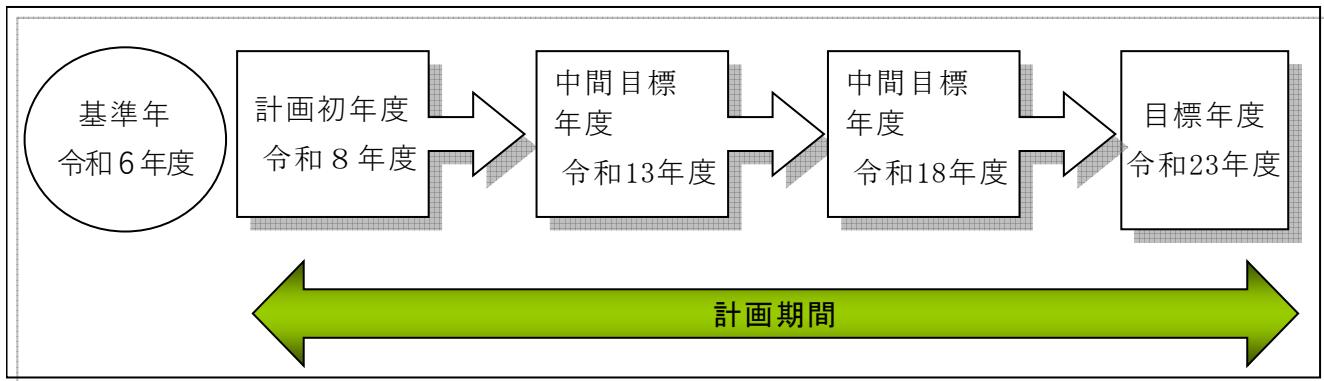


図1.2.2 計画期間及び目標年度

4. 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、取り組み状況、目標値の達成状況等を定期的に点検、評価、見直しを行うことが必要となる。

このため、本計画は、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Action（見直し）からなる、いわゆるPDCAサイクルにより、継続的に改善を図っていく。

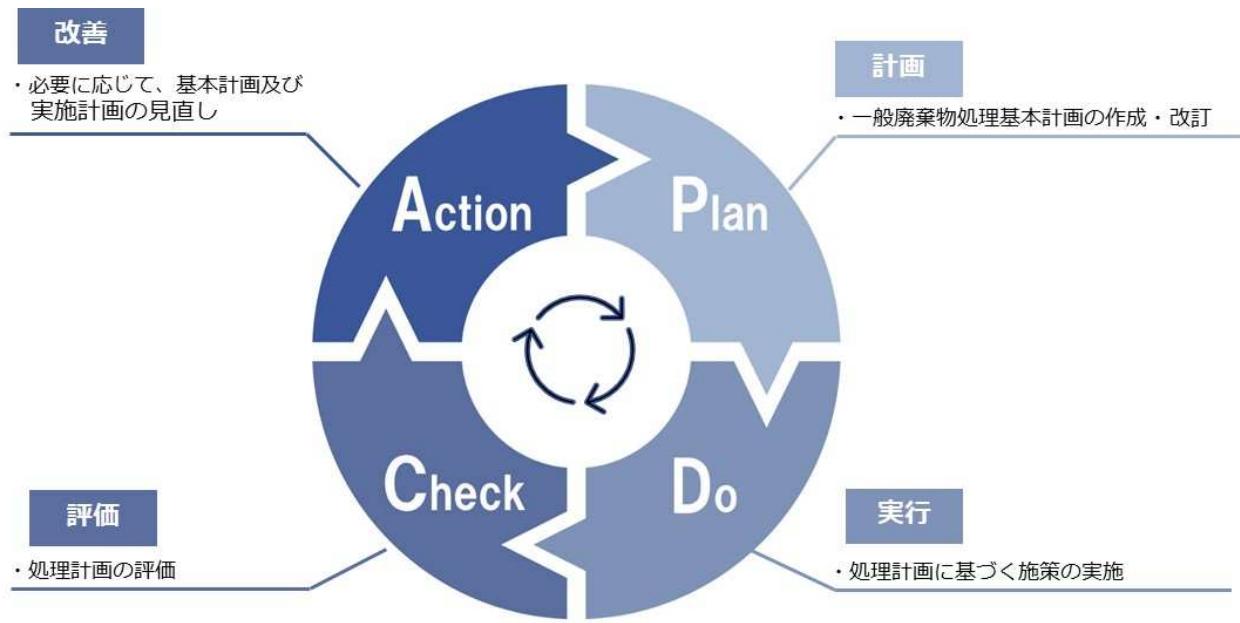


図1.2.3 計画の進行管理

第2章

地域の概要

第2章 地域の概要

第1節 市勢及び位置

本市の位置及び面積は図2.1.1及び次に示すとおりである。

本市は、埼玉県の中央部よりやや南、武蔵野台地と呼ばれる台地の東北端に位置しており、古くから城下町として栄え、産業・文化・経済の拠点として発展してきた。東は上尾市、さいたま市、西は鶴ヶ島市、日高市、南は狭山市、所沢市、三芳町、ふじみ野市、富士見市、北は坂戸市、川島町に接している。地勢的には、東西16.3km、南北13.8km、面積109.13km²の市域を有している。

地形は、武蔵野台地と呼ばれる台地と、荒川及び入間川沿いの低地に大きく区分される。市の南部、西部から中央部までが武蔵野台地上にあり、その北東端に中心市街地が位置している。また、入間川右岸の入間川扇状地は、古くからの水田であり、北部及び東部は低層な沖積平野で稲作地帯となっている。

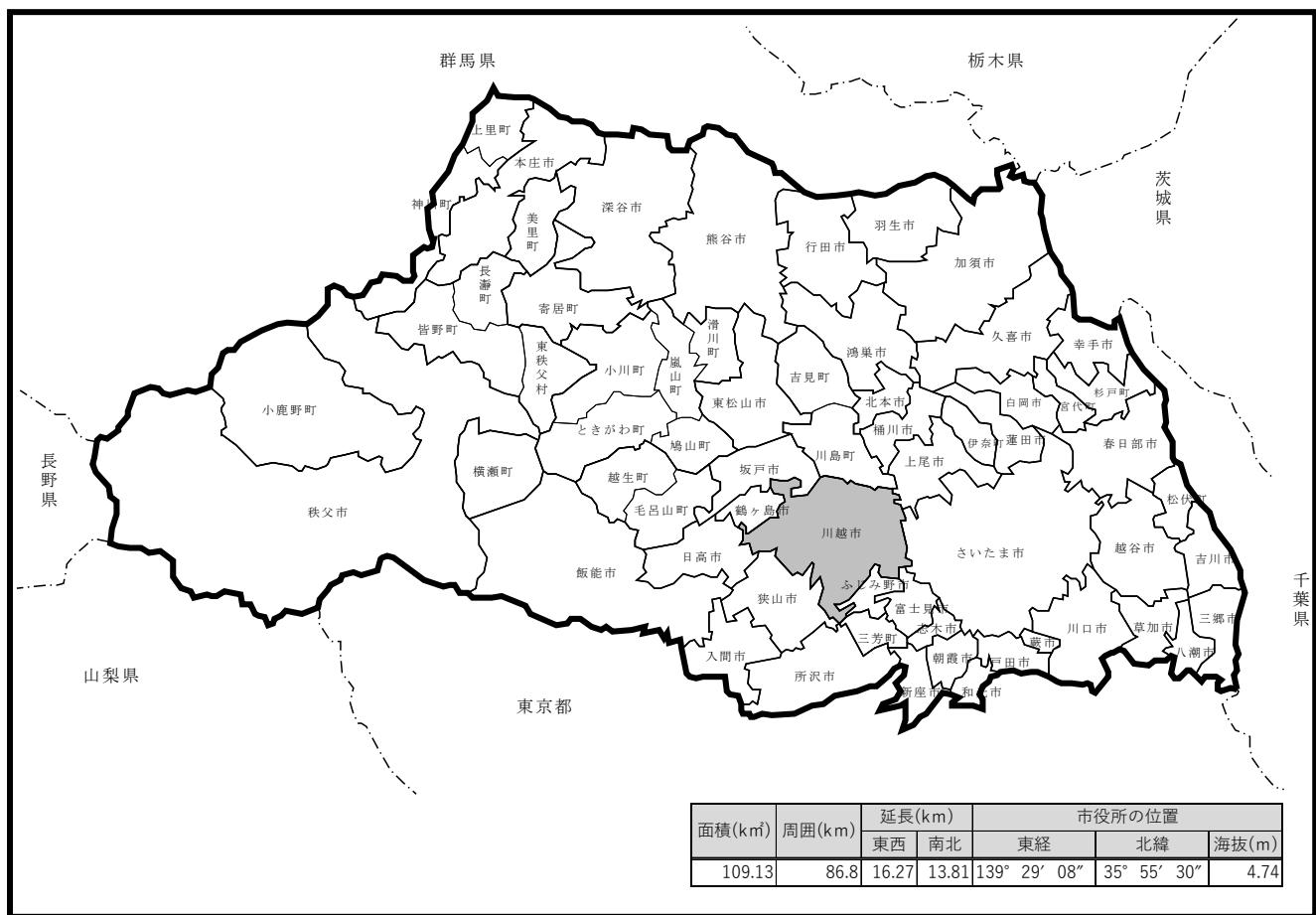


図2.1.1 本市の位置と面積

第2節 気候的特性

本市の気象は、表2.2.1及び図2.2.1に示すとおりである。

令和6年においては、年平均気温が17.2°C、最低気温が1月の-3.7°C、最高気温が7月の40.8°Cとなっている。降水量をみると、年間降水量が1,545.0mmであり、8月の降水量が圧倒的に多く、12月の降水量が少ない。

表2.2.1 気象概要

年次	気温 (°C)			降水量 (mm)		平均湿度 (%)	風速 (m/s)		
	平均	最高	最低	総量	日最大		平均	最大	
R2	16.1	39.0	-4.0	1,380.5	91.0	66.4	2.1	24.9	
R3	16.0	37.5	-6.0	1,402.5	73.5	64.7	2.1	24.8	
R4	16.0	39.4	-5.7	1,173.0	131.0	65.1	2.1	21.4	
R5	17.2	39.2	-5.2	959.5	121.5	63.1	2.2	28.0	
R6	17.2	40.8	-3.7	1,545.0	113.0	66.7	2.2	30.0	
月別	1月	5.8	15.7	-3.7	27.5	23.0	51.1	2.2	24.0
	2月	7.0	23.2	-1.5	60.5	30.0	60.2	2.6	27.1
	3月	8.7	27.1	-0.6	156.0	38.5	55.8	2.8	26.8
	4月	16.9	31.0	6.5	72.0	35.0	67.1	2.1	22.1
	5月	19.9	32.1	8.5	171.0	41.0	65.5	2.6	18.2
	6月	23.6	35.7	15.1	203.0	59.0	72.2	2.1	15.2
	7月	29.0	40.8	22.1	111.5	26.0	73.6	1.8	30.0
	8月	29.4	38.4	22.8	471.5	113.0	75.3	2.4	15.0
	9月	26.7	36.5	17.0	63.0	29.0	77.8	2.0	12.5
	10月	19.9	32.7	9.3	141.5	31.0	78.8	1.7	19.3
	11月	13.0	24.0	2.1	67.5	36.0	68.2	1.9	17.0
	12月	6.7	18.3	-2.5	0.0	0.0	55.2	1.8	18.4

出典：川越地区消防組合

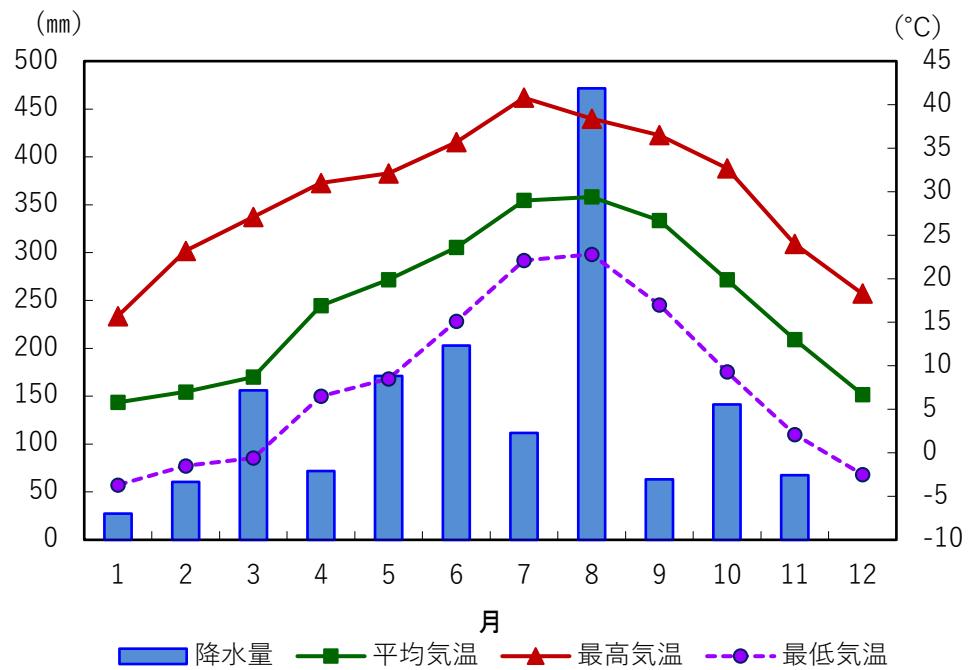


図2.2.1 令和6年における気温と降水量

第3節 社会環境

1. 人口・世帯数

(1) 住民基本台帳に基づく人口・世帯数

人口及び世帯数の推移は、表2.3.1及び図2.3.1に示すとおりである。

令和6年度末（令和7年3月末日）現在においては、人口が352,673人、世帯数が170,294世帯、1世帯当たり平均人員が2.07人である。

過去10年間の推移をみると、人口が令和元年までは増加傾向、以降微減傾向を示しているのに対し、世帯数が増加傾向を示している。1世帯当たり平均人員は、平成27年度に2.30人であったが、徐々に減少を続けており、全国的傾向と同様に単独世帯化及び核家族化が進んでいることを示している。

表2.3.1 人口及び世帯数の推移

(各年度3月末現在)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口 (人)		350,457	351,863	352,418	353,078	353,456	353,442	352,896	352,986	352,836	352,673
対前年 人口増減率 (%)		-	0.40	0.16	0.19	0.11	△ 0.00	△ 0.15	0.03	△ 0.04	△ 0.05
H27年を100とした場合		100	100.40	100.56	100.75	100.86	100.85	100.70	100.72	100.68	100.63
世帯数 (世帯)		152,496	154,766	156,725	158,724	160,831	163,023	164,413	166,362	168,317	170,294
1世帯平均 人員		2.30	2.27	2.25	2.22	2.20	2.17	2.15	2.12	2.10	2.07

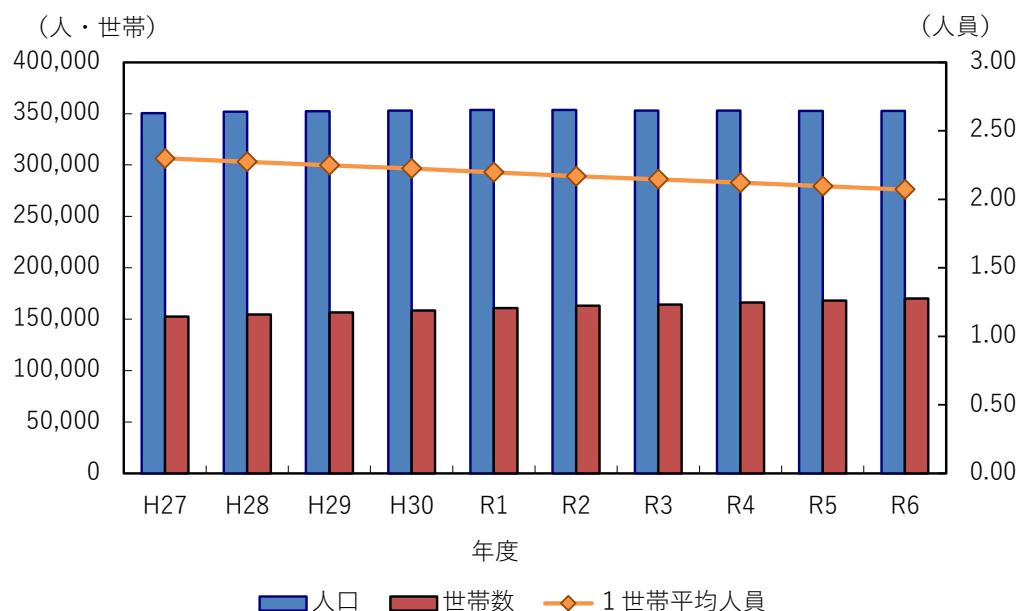


図2.3.1 人口及び世帯数の推移

(2) 年齢別・男女別人口構成

令和7年1月1日現在における本市の年齢階級別・男女別人口は、表2.3.2及び図2.3.2～図2.3.3に示すとおりである。

年齢階級別人口は、50～54歳が30,045人と最も多く、次いで45～49歳の26,194人、55～59歳の24,814人の順となっている。

総人口における性比は99.0であり、年齢階級別では35～39歳が 112.5と最も高く、次いで45～49歳の 109.3、10～14歳の 109.1となっている。

年齢（3区分）別人口構成比は、年少人口（0～14歳）11.3%、生産年齢人口（15～64歳）61.5%、老人人口（65歳以上）27.1%となっている。埼玉県平均及び全国平均と比較すると、老人人口が高く、年少人口が低くなっている。

表2.3.2 年齢階級別・男女別人口

（令和7年1月1日現在）

年齢階級	総数	男	女	人口性比*
総数	352,805	175,530	177,275	99.0
0～4歳	11,031	5,644	5,387	104.8
5～9歳	13,601	7,030	6,571	107.0
10～14歳	15,357	8,011	7,346	109.1
15～19歳	16,039	8,088	7,951	101.7
20～24歳	18,970	9,672	9,298	104.0
25～29歳	19,289	9,854	9,435	104.4
30～34歳	18,967	9,858	9,109	108.2
35～39歳	20,089	10,636	9,453	112.5
40～44歳	22,564	11,704	10,860	107.8
45～49歳	26,194	13,680	12,514	109.3
50～54歳	30,045	15,651	14,394	108.7
55～59歳	24,814	12,810	12,004	106.7
60～64歳	20,167	10,322	9,845	104.8
65～69歳	17,987	8,881	9,106	97.5
70～74歳	21,024	9,825	11,199	87.7
75～79歳	22,920	10,273	12,647	81.2
80～84歳	18,368	7,921	10,447	75.8
85～89歳	10,252	4,164	6,088	68.4
90～94歳	4,014	1,296	2,718	47.7
95～99歳	968	197	771	25.6
100歳以上	145	13	132	9.8
不詳	—	—	—	—

*女性100人に対する男性の数

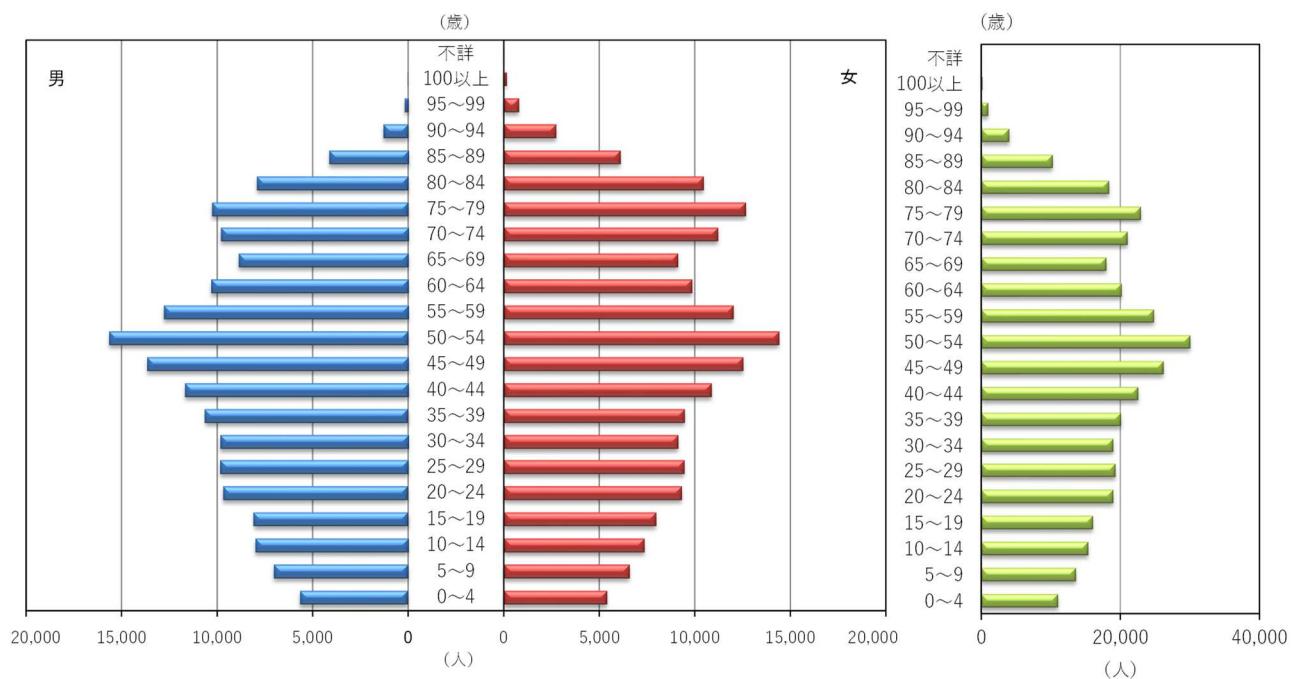


図2.3.2 年齢階級別・男女別人口

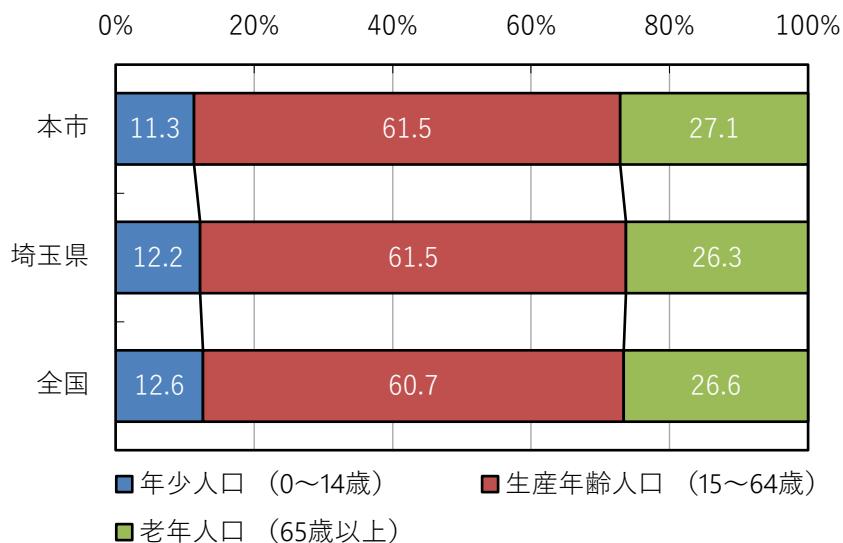


図2.3.3 年齢（3区分）別人口構成図

（3）家族類型別世帯数

家族類型別世帯数は、表2.3.3及び図2.3.4～図2.3.5に示すとおりである。

直近の国勢調査によると、令和2年における本市の類型別世帯数は、核家族世帯数81,129世帯（53.0%）、単独世帯数53,291世帯（34.8%）となっている。

推移をみると、高齢化の進行を反映して、単独世帯数が増加傾向にある。

表2.3.3 家族類型別世帯数の推移

区分 年次	一般世帯数	その他の 一般世帯	核家族世帯					単独世帯		
			総数	夫婦 のみ	夫婦と 子供	男親と 子供	女親と 子供	総数	高齢単身 者世帯	その他 単独世帯
H22	136,961	12,089	83,837	27,627	44,409	1,963	9,838	41,035	10,239	30,796
H27	145,563	11,364	87,172	29,738	44,604	2,105	10,725	47,027	13,464	33,563
R2	153,192	18,772	81,129	29,370	39,448	1,961	10,350	53,291	14,439	38,852

注) 調査期日は、各年10月1日現在

出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）

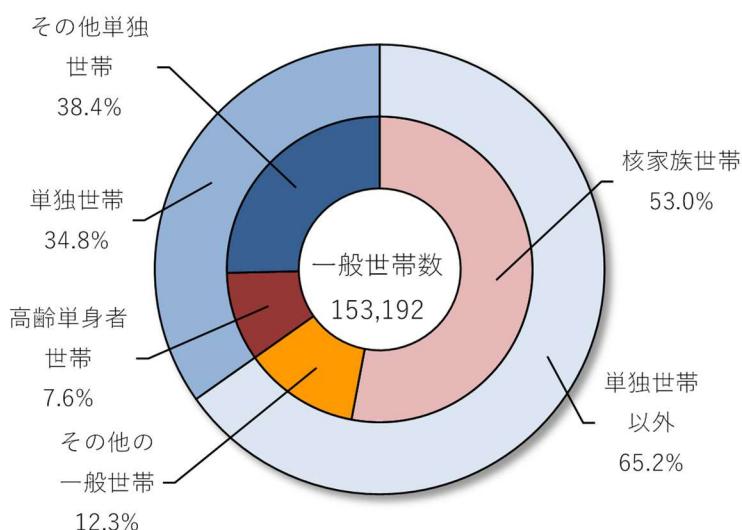


図2.3.4 直近の国勢調査における一般世帯数の構成比

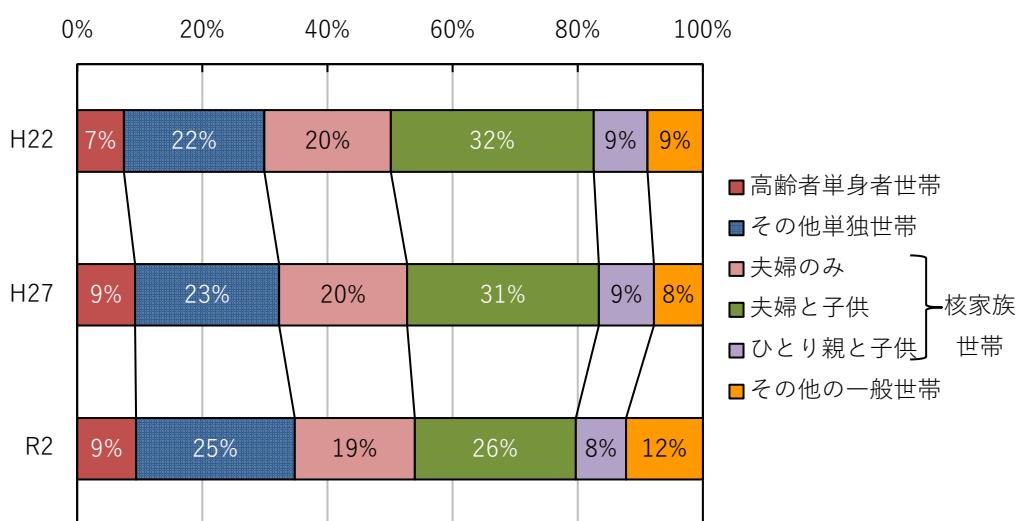


図2.3.5 一般世帯数の推移

2. 産業

(1) 産業別就業人口

産業別就業人口は、表2.3.4及び図2.3.6に示すとおりである。

直近の国勢調査によると、令和2年における産業別就業人口は、第1次産業2,630人（1.7%）、第2次産業34,424人（22.3%）、第3次産業112,387人（72.8%）、分類不能の産業4,889人（3.2%）となっている。

調査結果の推移をみると、就業人口の合計については平成27年調査では増加、令和2年調査では減少している。

第1次産業人口及び第2次産業人口については、実数が平成27年調査では増加、令和2年調査では減少しており、就業人口合計に占める割合が第一次産業は横ばい、第二次産業は減少傾向にある。

第3次産業人口については、実数が増加傾向を示しており、就業人口合計に占める割合も増加傾向にある。

表2.3.4 産業別就業人口の推移

区分		第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	分類不能の 産業	合計
H22	人	2,670	36,974	106,000	16,130	161,774
	%	1.7	22.9	65.5	10.0	100.0
H27	人	2,728	37,119	109,539	15,110	164,496
	%	1.7	22.6	66.6	9.2	100.0
R2	人	2,630	34,424	112,387	4,889	154,330
	%	1.7	22.3	72.8	3.2	100.0

注1) 調査期日は、各年10月1日現在

注2) 下段の数値は構成比である。

出典：「国勢調査結果」（総務省統計局）



図2.3.6 産業別就業人口の推移

(2) 事業所

本市における事業所は、表2.3.5及び図2.3.7に示すとおりである。

直近の経済センサス－活動調査によると、令和3年では、事業所数は10,770所、従業者数は136,645人である。

事業所数はほぼ横ばいとなっている。従業者数は平成28年調査では増加、令和3年調査では減少している。

産業別にみると、事業所数においては、卸売業、小売業が最も多く、次いで建設業であり、以下宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、製造業の順となっている。従業者数においては、卸売業、小売業が最も多く、次いで、製造業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）、宿泊業、飲食サービス業の順となっている。

従業者規模別にみると、表2.3.6及び図2.3.8に示すとおり、事業所数が1～4人規模、従業者数が100人以上規模が最も多くなっている。

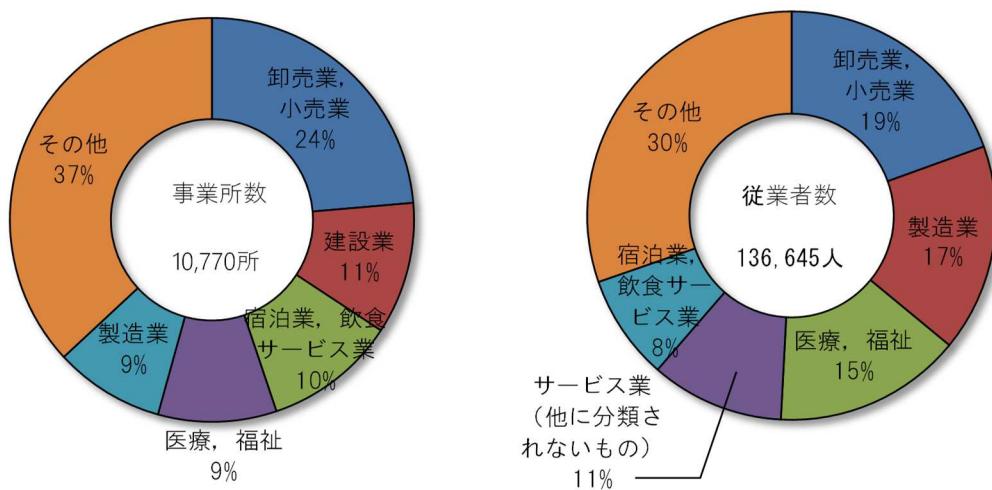
表2.3.5 事業所の推移

産業分類	事業所数（所）			従業者数（人）		
	H24	H28	R3	H24	H28	R3
総 数	10,663	10,657	10,770	127,523	141,082	136,645
農林漁業	17	15	18	201	192	233
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	3	6	5
建設業	1,132	1,092	1,144	7,898	7,774	7,760
製造業	1,080	992	947	25,258	23,885	22,526
電気・ガス・熱供給・水道業	10	9	11	616	630	582
情報通信業	90	89	108	1,235	911	1,054
運輸業、郵便業	240	267	294	7,504	8,813	7,956
卸売業、小売業	2,751	2,735	2,545	25,497	29,962	26,625
金融業、保険業	168	172	175	3,043	3,156	3,014
不動産業、物品賃貸業	626	582	759	2,730	2,960	3,750
学術研究、専門・技術サービス業	446	438	525	3,240	4,976	5,169
宿泊業、飲食サービス業	1,254	1,236	1,139	12,515	12,812	11,369
生活関連サービス業、娯楽業	1,020	1,008	921	6,664	5,710	4,988
教育、学習支援業	412	429	411	5,734	5,412	5,330
医療、福祉	772	926	1,021	14,564	17,679	20,319
複合サービス事業	46	46	42	455	1,689	1,564
サービス業（他に分類されないもの）	598	620	709	10,366	14,515	14,401

注1) 調査期日は、6月1日現在

2) 民営事業所のみ集計

出典：「経済センサス－活動調査結果」（総務省統計局）



注) 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が100%にならない場合がある

図2.3.7 直近の経済センサスにおける事業所数及び従業者数の構成比

表2.3.6 従業者規模別事業所の推移

従業者規模	事業所数 (所)			従業者数 (人)		
	H24	H28	R3	H24	H28	R3
1～4人	5,705	5,505	5,588	12,719	12,185	12,127
5～9人	2,159	2,209	2,158	14,070	14,478	14,281
10～19人	1,468	1,498	1,518	19,991	20,302	20,650
20～29人	540	592	579	12,869	14,023	13,719
30～49人	340	399	423	12,565	15,049	15,825
50～99人	249	234	245	17,085	16,623	16,933
100人以上	177	185	192	38,224	48,422	43,110
出向・派遣従業者のみ	25	35	67	—	—	—
合計	10,663	10,657	10,770	127,523	141,082	136,645

注1) 調査期日は、6月1日現在

2) 民営事業所のみ集計

出典：「経済センサス－活動調査結果」（総務省統計局）

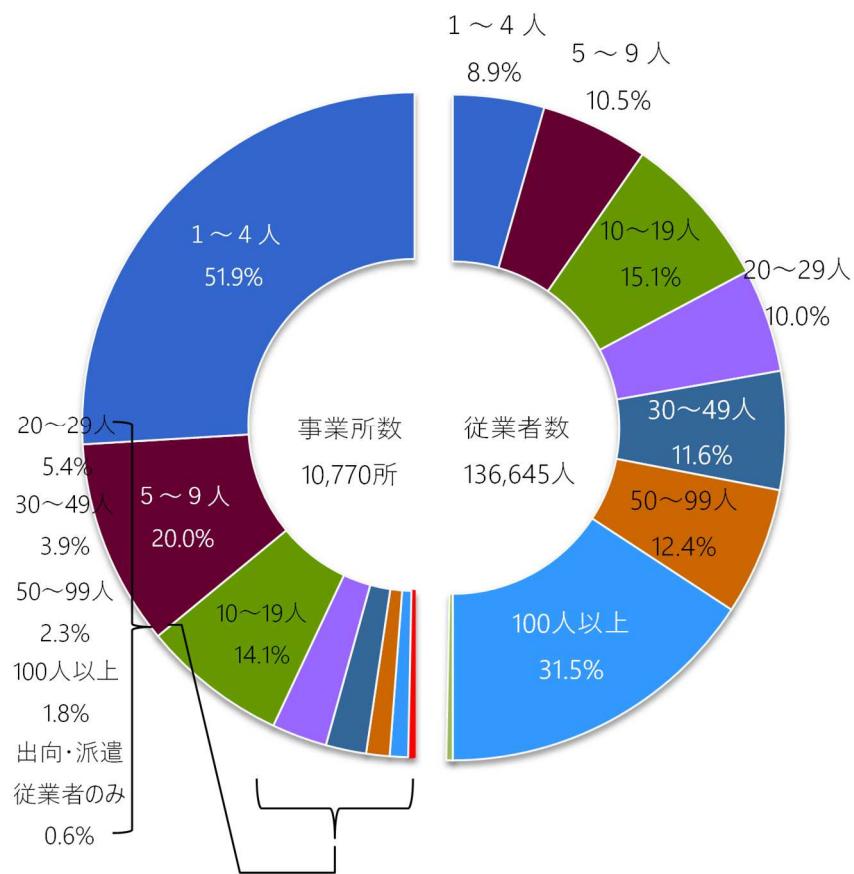


図2.3.8 直近の経済センサスにおける従業者規模別事業所数及び従業者数の構成比

(3) 農林業経営体数

本市の農林業経営体数の推移は、表2.3.7に示すとおりである。

農業経営体数、林業経営体数ともに減少傾向を示している。林業経営体については、令和2年調査では0となっている。

表2.3.7 農林業経営体数の推移

単位：経営体

区分 年次	農林業 経営体		農業 経営体		林業 経営体	
	農林業 経営体	個人経営	農業 経営体	個人経営	林業 経営体	個人経営
H17	2,559	—	2,537	2,534	28	27
H22	2,339	—	2,334	2,323	9	9
H27	1,965	1,958	1,964	1,957	4	4
R2	1,259	1,252	1,259	1,252	—	—

注) 調査期日は、各年2月1日現在

出典：「農林業センサス」（農林水産省）

(4) 農業

本市の農業の推移は、表2.3.8～表2.3.11及び図2.3.9～図2.3.10に示すとおりである。

直近の農林業センサスによると、総農家数は1,250戸となっており、その内訳は、販売農家1,246戸、自給的農家4戸であり、販売農家が総農家の99.7%を占めている。

主副業的にみると、個人経営体のうち、主業経営体が215経営体、準主業経営体が313経営体、副業的経営体が724経営体であり、副業的経営体が個人経営体の57.8%を占めている。

経営耕地面積規模別にみると、農業経営体のうち0.5～1.0haの農業経営体が最も多く、380経営体（30.2%）であり、次いで1.0～1.5haが287経営体（22.8%）、1.5～2.0haが169経営体（13.4%）となっている。

農業労働力をみると、農家世帯員数が4,586人、自営農業従事者数が3,276人、基幹的農業従事者数が1,743人となっており、基幹的農業従事者数のうち65歳以上の割合は64.8%となっている。

経営耕地面積の内訳をみると、総耕地面積1,976haのうち、田が1,186ha（60.0%）、畑が760ha（38.5%）、樹園地が30ha（1.5%）となっており、本市の農業は稻作を中心であるといえる。

表2.3.8 農業経営体数の推移

区分 年次	総農家数 (戸)			個人経営体計 (経営体)	主業 経営体 (経営体)	準主業 経営体 (経営体)	副業的 経営体 (経営体)
		販売農家 (戸)	自給的 農家 (戸)				
H17	3,422	2,534	888	2,534	493	791	1,250
H22	3,275	2,319	956	2,319	479	627	1,213
H27	2,943	1,954	989	1,954	469	433	1,052
R2	1,250	1,246	4	1,252	215	313	724

注1) 調査期日は、各年2月1日現在

注2) R2年における主副業別数は個人経営の農業経営体数

注3) 主副業別農業経営体の単位は、H17～H27年が戸、R2年が経営体

出典：「農林業センサス」（農林水産省）

表2.3.9 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

(単位：経営体)

区分 年次	合計	内訳												
		経営耕 地なし	0.3ha 未満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0～ 3.0ha	3.0～ 5.0ha	5.0～ 10.0ha	10.0～ 20.0ha	20.0～ 30.0ha	30.0～ 50.0ha	50.0～ 100ha
H17	2,537	—	6	459	983	527	319	210	27	5	1	—	—	—
H22	2,334	4	5	375	874	502	311	199	50	9	3	2	—	—
H27	1,964	6	6	289	696	436	255	197	57	16	4	2	—	—
R2	1,259	18	21	138	380	287	169	158	64	14	6	—	1	3

注) 調査期日は、各年2月1日現在

出典：「農林業センサス」（農林水産省）



図2.3.9 直近の農林業センサスにおける経営耕地面積規模別農業経営体数の構成比

表2.3.10 農業労働力の推移

区分 年次	農家 世帯員数 (人)	自営農業 従事者数 (人)	うち 基幹的農業 従事者数 (人)			比率 (%)
			うち 基幹的農業 従事者数 (人)	うち 65歳以上 (人)	比率 (%)	
H17	11,354	7,397	3,380	1,908	56.4	
H22	9,647	6,516	2,946	1,679	57.0	
H27	7,537	5,128	2,675	1,621	60.6	
R2	4,586	3,276	1,743	1,129	64.8	

注1) 調査期日は、各年2月1日現在

注2) 個人経営の農業経営体における世帯員数

出典：「農林業センサス」（農林水産省）

表2.3.11 経営耕地面積の推移

区分 年次	総数 (ha)	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)
H17	2,654	1,681	918	55
H22	2,693	1,674	974	45
H27	2,449	1,520	892	38
R2	1,976	1,186	760	30

注1) 調査期日は、各年2月1日現在

2) 経営耕地のある経営体のデータを記載

出典：「農林業センサス」（農林水産省）

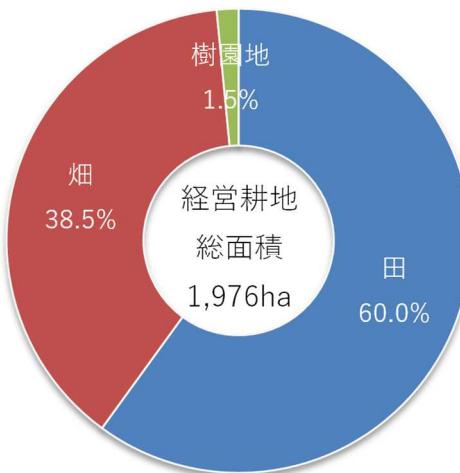


図2.3.10 直近の農林業センサスにおける経営耕地面積の構成比

(5) 工業

本市の工業の推移は、表2.3.12及び図2.3.11に示すとおりである。

直近の工業に関する調査によると、令和5年における事業所数は571所、従業者数は20,402人、製造品出荷額等は約8,800億円となっている。過去5年間の推移をみると、事業所数は令和3年以降ほぼ横ばい、従業者数は令和3年微減傾向にあり、製造品出荷額等は、令和3年を除き概ね8,500億円で推移している。

製造品出荷額等の産業別構成比は、図2.3.12に示すとおりである。化学工業が20.1%で最も多く、以下、情報通信機械器具（16.9%）、業務用機械器具（16.7%）の順となっている。

表2.3.12 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

(各年 6月 1日現在)

区分 年次	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
R1	441	22,818	84,079,735
R2	459	19,953	83,028,970
R3	573	21,603	106,153,081
R4	576	21,009	84,969,573
R5	571	20,402	87,815,076

注 1) 表中の数表中の数値は従業者 4 人以上の事業所。

2) 製造品出荷額等は、表記載前年の暦年（1月1日～12月31日）の数値

3) 令和元年の数値は、「工業統計調査」結果

令和2年の数値は、「経済センサス－活動調査（市区町村編）」結果

令和3～5年の数値は、「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」結果

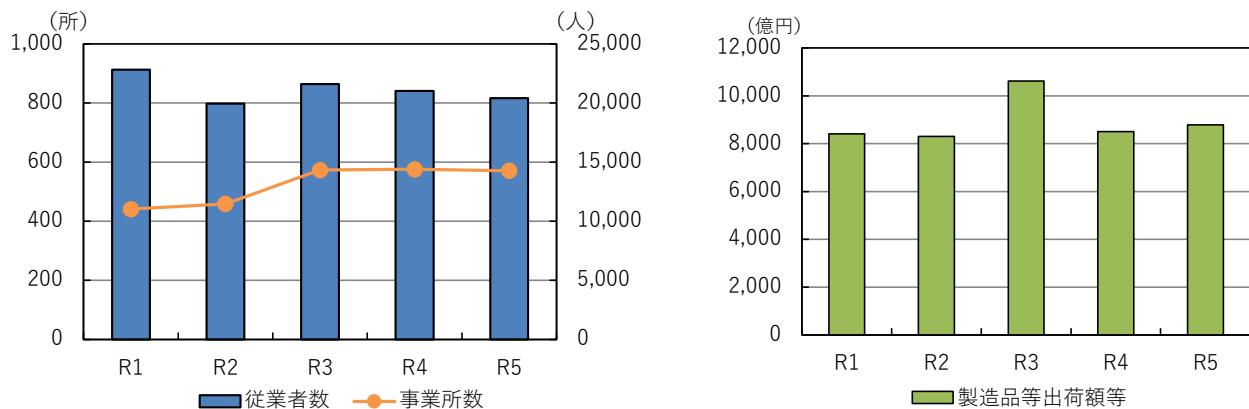


図2.3.11 事業者数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

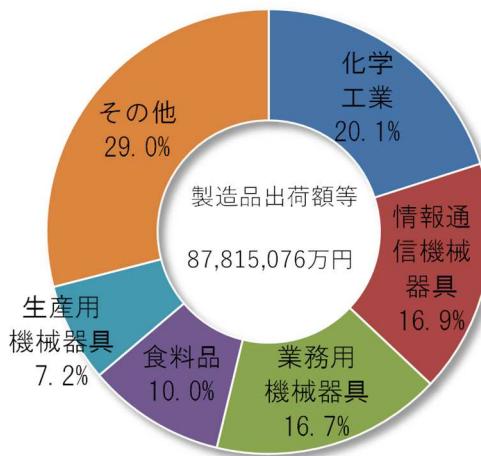


図2.3.12 直近の工業に関する調査における製造品出荷額等の産業別構成比

(6) 商業

本市の商業の推移は、表2.3.13及び図2.3.13に示すとおりである。

直近の商業に関する調査によると、令和3年において、商店数は2,081店（卸売業467店、小売業1,614店）、従業者数は22,750人（卸売業6,313人、小売業16,437人）、年間商品販売額は約7,363億円（卸売業4,072億円、小売業3,291億円）となっている。平成19年からの推移をみると、商店数及び従業者数は減少傾向、年間商品販売額は平成24年以降増加傾向を示していたが令和3年に減少に転じた。

直近の卸売業・小売業別構成比は、図2.3.14に示すとおりである。商店数は卸売業が22.4%、小売業が77.6%、従業者数は卸売業が27.7%、小売業が72.3%、年間商品販売額は卸売業が55.3%、小売業が44.7%となっている。

表2.3.13 商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

(各年6月1日現在)

区分 年次	商店数(店)			従業者数(人)			年間商品販売額(百万円)		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
H19	2,661	538	2,123	23,542	6,394	17,148	742,082	431,734	310,348
H24	1,976	469	1,507	17,768	4,283	13,485	614,353	325,815	288,538
H26	1,850	448	1,402	18,651	5,069	13,582	639,515	337,898	301,618
H28	2,182	490	1,692	23,435	6,400	17,035	766,096	418,209	347,887
R3	2,081	467	1,614	22,750	6,313	16,437	736,297	407,193	329,104

注1) 表中の数値は飲食店及び代理商・仲介商を除く。

2) 年間商品販売額は、調査前年の暦年（1月1日～12月31日）の数値

3) 平成19、26年の数値は、「商業統計調査」結果

平成24、28、令和3年の数値は、「経済センサス－活動調査（産業別集計）」結果

4) 端数処理の関係上、合計額が一致しない場合がある。

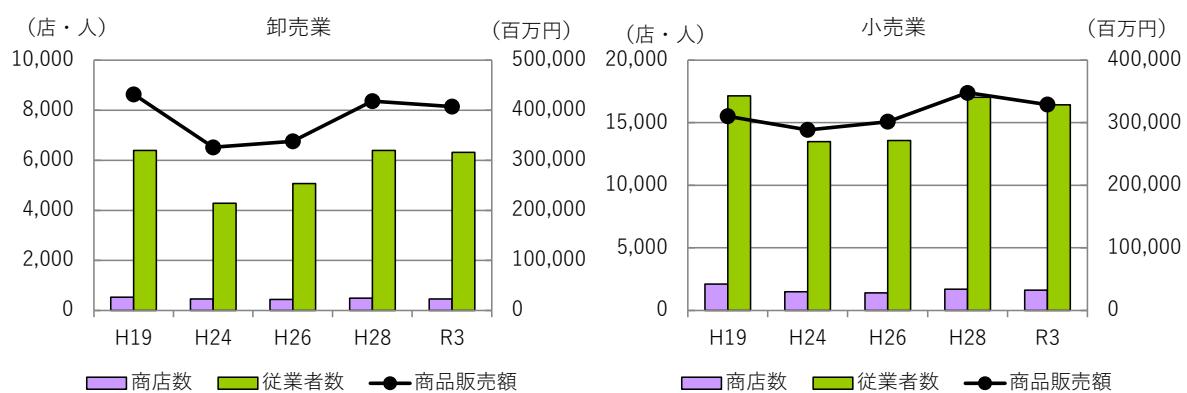


図2.3.13 卸売業・小売業別商店数、従業者数及び年間商品販売額の推移

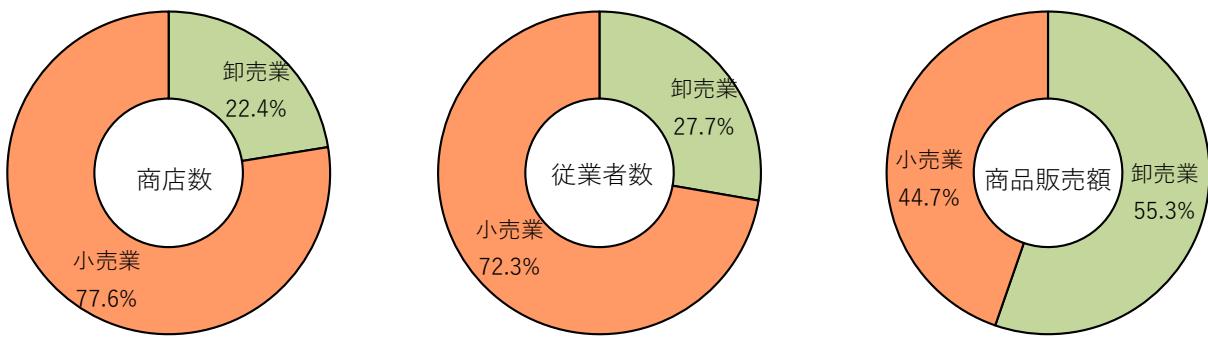


図2.3.14 直近の商業に関する調査における卸売業・小売業の構成比

3. 土地利用

本市の土地利用の推移は表2.3.14に、令和6年における土地利用状況は図2.3.15に示すとおりである。

令和6年においては、総面積109.13km²のうち、宅地が33.2%、田が18.4%、畠が14.9%を占めている。

過去5年間の推移をみると、宅地、雑種地及びその他が微増傾向、田、畠及び山林が微減傾向、池沼及び原野が横ばい傾向を示している。

用途地域別面積は表2.3.15に示すとおりである。

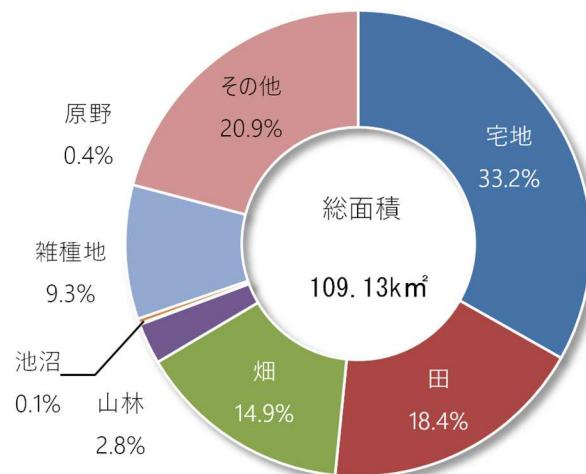
表2.3.14 土地利用状況の推移

項目		宅地	田	畠	山林	池沼	原野	雑種地	その他	合計
R2	(km ²)	35.52	20.36	16.70	3.29	0.07	0.39	10.03	22.77	109.13
R3	(km ²)	35.71	20.27	16.60	3.24	0.07	0.39	10.06	22.79	109.13
R4	(km ²)	35.87	20.22	16.49	3.17	0.07	0.39	10.12	22.80	109.13
R5	(km ²)	36.02	20.17	16.38	3.12	0.07	0.39	10.17	22.81	109.13
R6	(km ²)	36.22	20.07	16.26	3.10	0.07	0.39	10.20	22.82	109.13
	(%)	33.2	18.4	14.9	2.8	0.1	0.4	9.3	20.9	100

注1) 調査期日は、各年1月1日現在

2) 端数処理の関係上、合計額が一致しない場合がある。

出典：資産税課



注) 端数処理の関係上、個々の構成比の合計が
100%にならない場合がある。

図2.3.15 土地利用状況

表2.3.15 用途地域の指定状況

区分	面積 (ha)	構成比 (%)
総 数	3,218.5	100
用途地域の種類	第一種低層住居専用地域	827.2
	第二種低層住居専用地域	67.8
	第一種中高層住居専用地域	427.3
	第二種中高層住居専用地域	54.9
	第一種住居地域	859.2
	第二種住居地域	206.5
	準住居地域	53.4
	近隣商業地域	83.9
	商業地域	114.9
	準工業地域	272.8

注) 令和7年1月1日現在

出典：都市計画課

4. 交通網

本市の交通網は、図2.3.16及び以下に示すとおりである。

市内には、東武東上線、西武新宿線及びJR川越線の複数の駅が散在している。鉄道の他にも、市西部を関越自動車道が南北に、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市北部に接して通り、国道16号が東西に、国道254号が南北に通っている。また、この間を、主要地方道をはじめとする幹線道路が中心市街地から放射線状に伸びる構造を取り、流通拠点としての位置付けを示している。



出典：川越市都市・地域総合交通戦略

図2.3.16 本市の交通網

第4節 将来構想

生活排水処理に関する将来計画は、以下に示すとおりである。

1. 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」の抜粋は、以下に示すとおりである。

表2.4.1 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の概要

区分	概要
計画期間	令和3年度から令和7年度までの5年間
将来像	県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。 ◆ 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。 ◆ 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。 ◆ 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。
生活排水処理 関連	<p>Ⅰ 3Rの推進—2 廃棄物の再生利用の推進</p> <p>(4)セメント原料化による再資源化の促進</p> <p>県内のセメント工場で、一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじん、下水処理場で発生する焼却灰や脱水ケーキ、浄水場から発生する浄水発生土等をセメント原料に再生利用することで再資源化と最終処分量の削減を促進する。</p> <p>(5)農山村バイオマスの利活用の促進</p> <p>②農業集落排水施設の汚泥バイオマスの利用の促進</p> <p>農業集落排水施設の設置者と市町村が連携し、農業集落排水で生じる汚泥をたい肥化するなどのリサイクルを促進する。</p> <p>Ⅱ 廃棄物の適正処理の推進—1 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導</p> <p>(5)し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等</p> <p>下水道普及率や合併処理浄化槽への転換状況などを踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の適正処理を推進する。より高度な水処理、汚泥再資源化、広域的な処理について、市町村に情報提供や助言を行う。</p>

2. 第五次総合計画（前期基本計画）

「第五次総合計画（前期基本計画）」の抜粋は、以下に示すとおりである。

表2.4.2 第五次総合計画の概要

区分	概要
計画期間	令和8年度～令和12年度
将来都市像	ずっと安心、もっと幸せ、魅力あふれるまち 川越
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こどもや若者が将来に希望をもって自分らしく成長できるまち ◆ 生涯にわたって、健やかでいきいきと安心して暮らせるまち ◆ ともに学び、ふれあい、豊かな人生を送れるまち ◆ 多くの人が集い行き交う、暮らしやすく魅力あふれるまち ◆ にぎわいと活力を生み出し続けるまち ◆ 環境にやさしく、人と自然が調和するまち ◆ 地域でつながり支え合える、安全安心なまち ◆ 活発な連携・協働と持続可能な行財政運営を行うまち
生活排水処理 関連取組施策	<p>[4-5上下水道事業の充実]</p> <p>▶ 施策の目的（目指す姿）</p> <p>将来にわたって、安全で安定的な上下水道事業サービスを提供し続けるまちにします。</p> <p>1 安全安心な水環境の提供</p> <p>② 市民が生活するうえで快適な環境を維持するため、生活排水処理を確実に行い、公衆衛生の確保を図ります。また、下水道への負荷を軽減するため、宅地内雨水の有効利用等による流出抑制を促進します。</p> <p>2 計画的な事業の推進</p> <p>② 公共下水道施設については、老朽化等に起因する重大事故を防止するため、ドローン等を活用した点検・調査に基づく修繕・改築を推進します。また、事業計画区域内の污水管きょの整備や、不明水の削減に向けた効果的・効率的な対策を推進します。</p> <p>③ 病院や避難所等の災害時の重要施設に接続する管路等については、上下水道一体で耐震化を推進します。</p> <p>[6-3循環型社会の構築]</p> <p>▶ 施策の目的（目指す姿）</p> <p>誰もが循環型社会の構築に向けて取り組むまちにします。</p> <p>2 一般廃棄物の適正処理</p> <p>② 安全で安定した廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設の適正</p>

	<p>管理を図るとともに、計画的な改修や更新を行います。</p> <p>[6-5生活環境の保全]</p> <p>▶ 施策の目的（目指す姿）</p> <p>安全安心な生活環境のもとで快適に暮らせるまちにします。</p> <p>1 大気・水・土壤環境対策の推進</p> <p>② 河川や土壤、地下水の汚染を防止するため、汚染状況の継続監視や、汚水等の発生源への指導及び啓発を行います。また、生活排水対策として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、浄化槽の維持管理に関する指導及び啓発を行います。</p>
--	---

3. 第四次環境基本計画

「第四次環境基本計画」の抜粋は、以下に示すとおりである。

表2.4.3 第四次環境基本計画の概要

区分	概要
計画期間	令和8年度～令和17年度
望ましい環境像	みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち
環境目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出を実質ゼロにするまちを実現する「脱炭素社会の実現」 ◆ ごみを減らし循環を促す、持続可能な形で資源を利用するまちを実現する「循環型社会の実現」 ◆ 自然を守り育み、ともに生き、次の世代に引き継ぐ「生物多様性の保全」 ◆ 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守る「安全・安心な生活環境の保全」 ◆ 市民、事業者、民間団体との協働により、地域の魅力を生かし、快適に暮らせるまちを実現する「地域づくり・人づくり」
生活排水処理 関連重点施策	<p>[5 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築]</p> <p>5-1廃棄物処理システムの見直し 清掃センターや環境衛生センター等の各処理施設においては、それぞれの個別計画に基づき適切な管理・運用を推進します。</p> <p>[11 水・土壤環境の保全]</p> <p>11-2水質汚濁対策 公共下水道整備が完了した区域については、下水道への切り替えを指導していきます。また、市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の維持管理と合併処理浄化槽の設置・維持管理を促進します。</p>

第5節 水環境・水質保全に関する状況

1. 水環境に関する状況

河川の生活環境保全に関する環境基準(一般基準)は、表2.5.1に示すとおりである。

埼玉県における公共用水域水質測定地点は、図2.5.1に示すとおりであり、市内を流れる河川の水質環境基準類型指定状況は、表2.5.2に示すとおりである。市内には、水質測定地点が6か所あり、A類型が2か所、B類型が2か所、C類型が2か所それぞれ類型指定されている。

表2.5.1 生活環境の保全に関する環境基準(一般基準・河川)

類型	pH	BOD	SS	DO	大腸菌数
A A	6.5以上8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/ 100mL以下
A	6.5以上8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/ 100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/ 100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	6.0以上8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	6.0以上8.5以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—

達成期間	達成時期
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成
ニ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

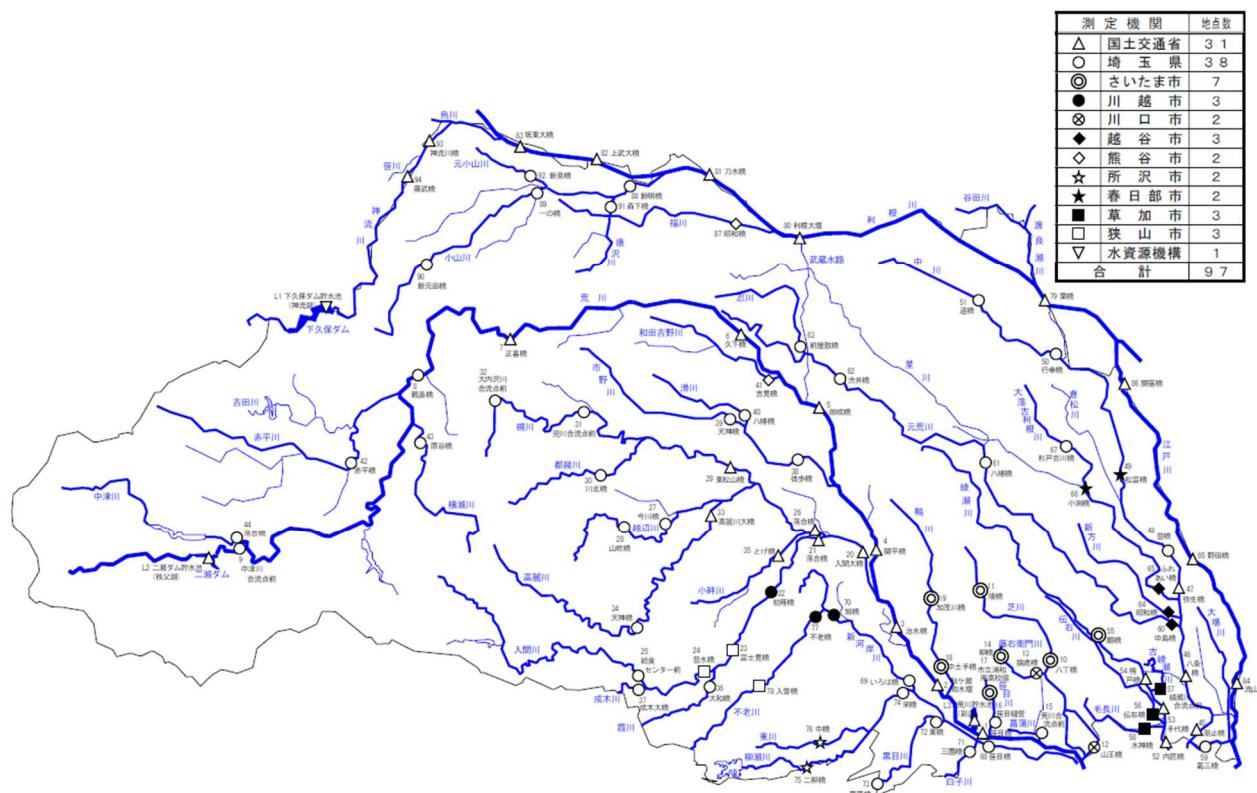


図2.5.1 埼玉県における公共用水域測定地点

表2.5.2 水質環境基準の指定状況

水域名	河川名	範囲	地点番号	環境基準点	地点名	環境基準類型(達成期間)	指定(見直し)年月日
入間川下流	入間川	成木川合流点より下流	21	○	落合橋	A(口)	H17.4.12
入間川下流	入間川	成木川合流点より下流	22		初雁橋	A(口)	H17.4.12
越辺川下流	越辺川	高麗川合流点より下流	26	○	落合橋	B(口)	S46.12.17
小畔川	小畔川		35	○	とげ橋	B(イ)	H17.4.12
新河岸川	新河岸川		70		旭橋	C(イ)	H25.3.26
不老川	不老川		77	○	不老橋	C(イ)	H24.2.24

2. 水質汚濁の状況

過去5年間における測定地点別BOD75%値の推移及び環境基準の達成状況は、表2.5.3及び図2.5.2～図2.5.4に示すとおりである。

測定結果をみると、A類型に指定されている落合橋（入間川）及び初雁橋（入間川）については、いずれの地点及び年度においても環境基準を満足している。B類型に指定されている落合橋（越辺川）及びとげ橋（小畔川）については以下のとおりである。とげ橋（小畔川）については、いずれの年度においても環境基準を満足しているが、落合橋（越辺川）については、令和元、3、5年度において環境基準を超過している。C類型に指定されている旭橋（新河岸川）及び不老橋（不老川）については、いずれの地点及び年度においても環境基準を満足しているが、旭橋（新河岸川）がほぼ横ばいで推移しているのに対し、不老橋（不老川）は令和3年度以降年々上昇している。

表2.5.3 測定地点別BOD75%値の推移及び環境基準の達成状況

水域名	番号	基準点	地点名	類型	R1		R2		R3		R4		R5	
入間川下流	21	○	落合橋	A	1.1	○	0.6	○	0.9	○	1.0	○	1.2	○
入間川下流	22		初雁橋	A	1.0	○	1.9	○	0.8	○	1.3	○	1.1	○
越辺川下流	26	○	落合橋	B	4.0	×	1.9	○	4.4	×	2.6	○	3.4	×
小畔川	35	○	とげ橋	B	2.2	○	1.1	○	2.4	○	1.5	○	2.0	○
新河岸川	70		旭橋	C	1.1	○	1.4	○	1.0	○	1.0	○	1.2	○
不老川	77	○	不老橋	C	1.2	○	1.1	○	1.3	○	3.1	○	3.9	○

○；環境基準達成、×：環境基準非達成

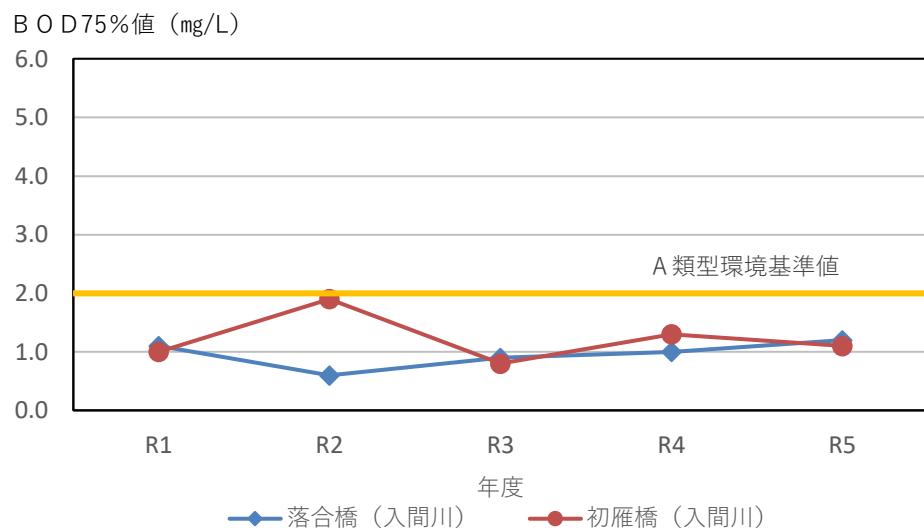


図2.5.2 A類型に指定されている測定地点におけるBOD75%値の推移

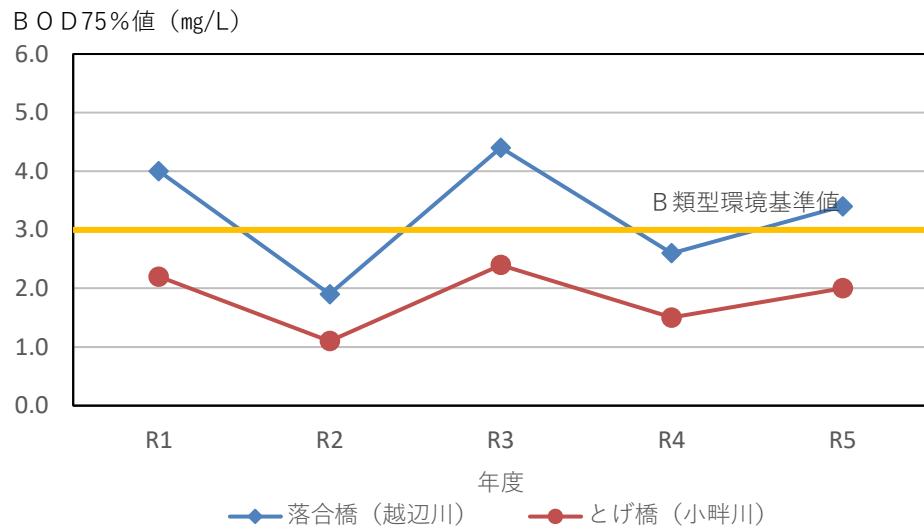


図2.5.3 B類型に指定されている測定地点におけるBOD 75%値の推移

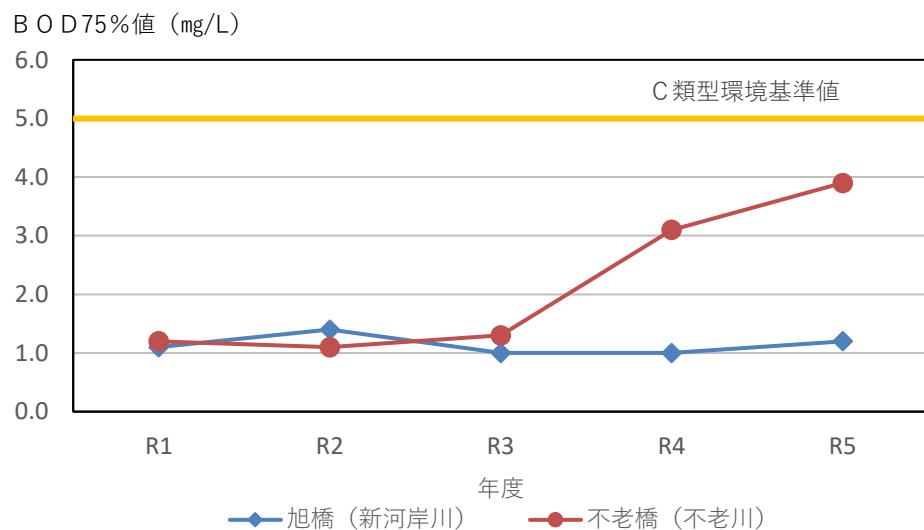


図2.5.4 C類型に指定されている測定地点におけるBOD 75%値の推移

第3章

生活排水処理の現状と課題

第3章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理体系の現状

令和6年度末現在における本市の生活排水処理体系は、図3.1.1及び次に示すとおりである。

し尿は、汲取り便槽から収集されるほか、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、下水道及び農業集落排水施設で処理されている。

生活雑排水は、合併処理浄化槽、下水道及び農業集落排水施設で処理されている以外は、未処理で公共用海域に排出されている。

本市の下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道事業により、順次整備が進んでおり、昭和57年8月から供用開始している。終末処理施設は、合流区域は新河岸川上流水循環センター（川越市）、分流区域は新河岸川水循環センター（和光市）等であり、処理水を新河岸川・不老川に放流し、発生汚泥は新河岸川水循環センターで一元処理している。

本市の農業集落排水施設は2施設稼動している。これらの施設の処理水はそれぞれ農業用排水路等に放流し、発生汚泥はし尿処理施設（川越市環境衛生センター）で処理している。

本市の浄化槽は、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽であり、浄化槽の処理水は排水路等を通して公共用海域に放流している。

し尿及び浄化槽の清掃汚泥（農業集落排水施設汚泥を含む。）は収集され、本市が管理するし尿処理施設（川越市環境衛生センター）へ搬入して処理を行っている。し尿処理施設の処理水は公共下水道に放流しており、処理工程から発生する汚泥はごみ焼却施設において焼却処理している。

自家処理は、農村部で古くからし尿を肥料として使用することにより行ってきたが、最近はし尿の収集運搬作業の改善、化学肥料の普及ならびに衛生思想の浸透に伴って年々減少している。しかし、し尿の収集運搬効率の悪い地域では、今でも一部に自家処理が残っている。

生活排水の適正処理とは、本来、し尿と生活雑排水を同時に処理する「合併処理」のことである。本市における合併処理は、令和6年度末現在、総人口の95.8%で行われているが、残りの4.2%は生活雑排水を未処理で公共用海域に排出している状況であ

る。未処理で公共用水域に排出される生活雑排水は、水環境の汚濁原因として5～7割を占めるといわれており、合併処理の向上がより一層望まれる。

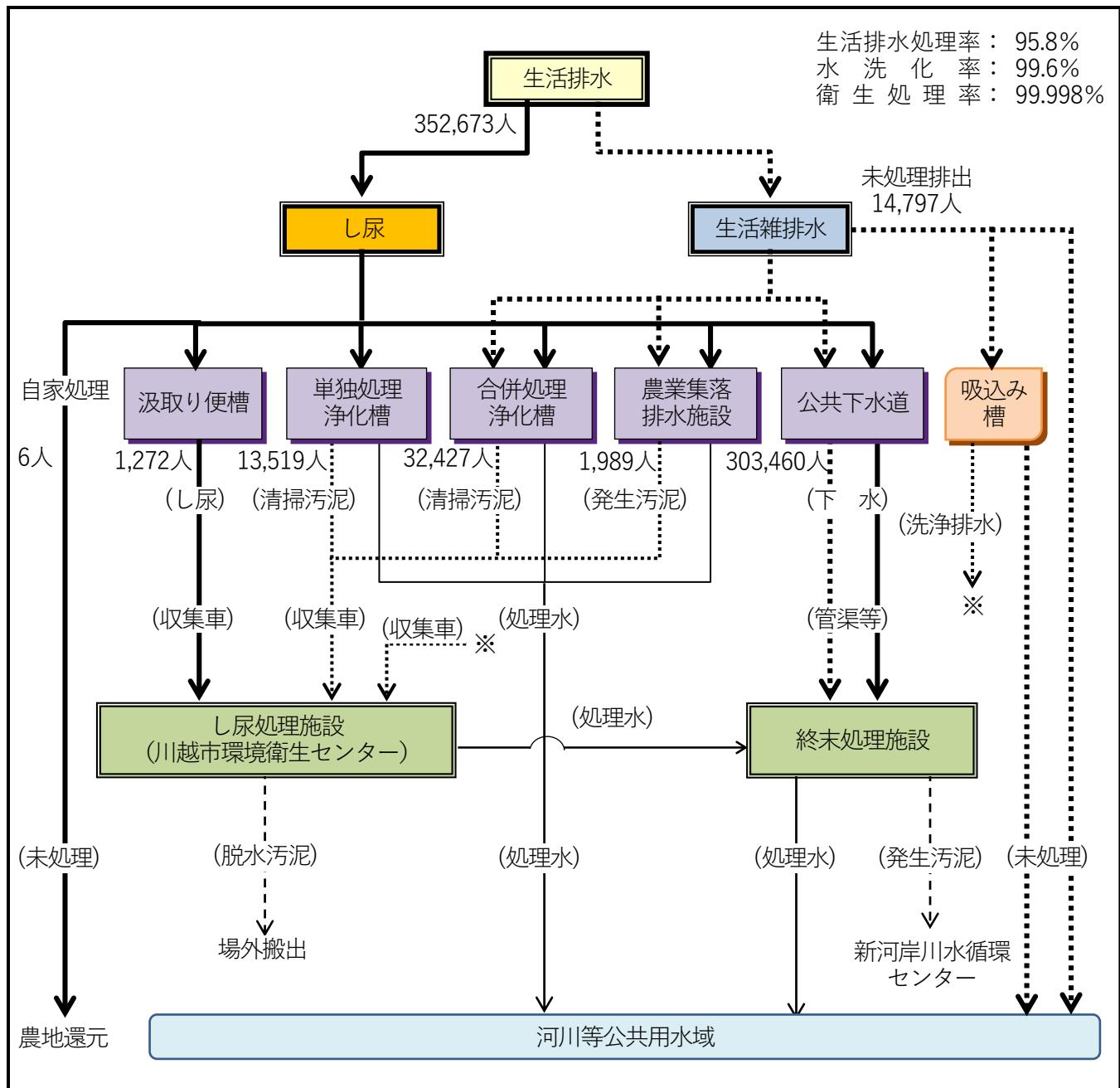


図3.1.1 現在の生活排水処理体系

2. 行政区域内人口（計画処理区域内人口）と生活排水処理形態別人口

（1）行政区域内人口

過去10年間（平成27～令和6年度、各年度末現在）の行政区域内人口は、表3.1.1に示すとおりである。行政区域内人口は、令和元年度を境に微減傾向に転じており、令和6年度で352,673人である。

表3.1.1 行政区域内人口の実績

単位：人

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 口	350,457	351,863	352,418	353,078	353,456	353,442	352,896	352,986	352,836	352,673

（2）生活排水処理形態別人口

過去5年間（令和2～6年度、各年度末現在）の生活排水処理形態別人口は、表3.1.2及び図3.1.2に示すとおりである。

ア. 合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は増加しており、令和6年度で32,427人である。

イ. 下水道人口

下水道は昭和57年8月に一部供用開始し、処理人口が整備区域の拡大に併せて増加しており、令和6年度で303,460人である。

ウ. 農業集落排水施設人口

農業集落排水施設は令和6年度末現在2施設稼動し、処理人口が令和6年度で1,989人である。

エ. 単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽人口は減少しており、令和6年度で13,519人である。

オ. し尿収集人口

し尿収集人口は減少しており、令和6年度で1,272人である。

カ. 自家処理人口

自家処理人口は、各施策の進行に伴う減少により、令和6年度で6人である。

（3）生活排水処理率

合併処理浄化槽人口、下水道人口等の増加、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口の減少に伴い、生活排水処理率は増加傾向にあり、令和6年度において95.8%となっている。

表3.1.2 生活排水処理形態別人口の実績

		年 度	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口		(人)	353,442	352,896	352,986	352,836	352,673
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人)	353,442	352,896	352,986	352,836	352,673
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	334,654	335,221	337,050	337,071	337,876
	(1)コミュニティプラント人口	(人)	0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人)	31,657	31,662	33,025	33,136	32,427
	(3)下水道人口	(人)	301,049	301,534	302,009	301,942	303,460
	(4)農業集落排水施設人口	(人)	1,948	2,025	2,016	1,993	1,989
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	17,194	16,162	15,145	14,266	13,519
	4.非水洗化人口	(人)	1,594	1,513	1,439	1,369	1,278
	(1)し尿収集人口	(人)	1,583	1,502	1,432	1,363	1,272
	(2)自家処理人口	(人)	11	11	7	6	6
5.計画処理区域外人口		(人)	0	0	0	0	0

	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
生活排水処理率	(%)	94.7	95.0	95.5	95.5	95.8
水洗化率	(%)	99.5	99.6	99.8	99.6	99.6

注) 生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 農業集落排水施設水洗化人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口
水洗化人口とは実際に下水道等に接続している人口を指す。

水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 行政区域内人口

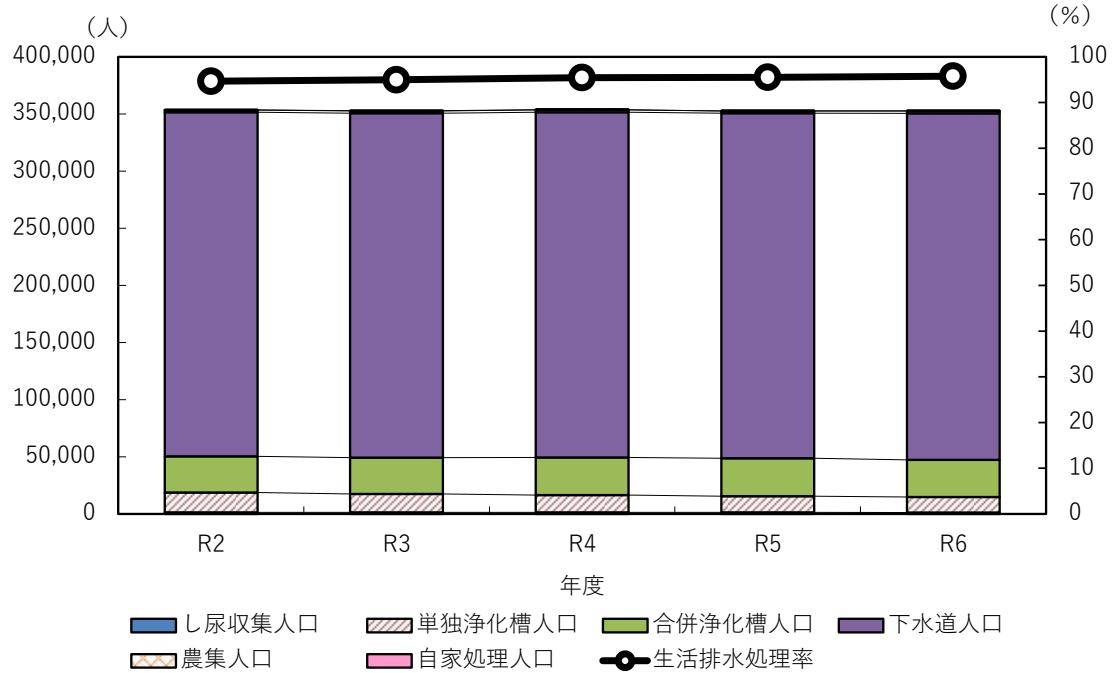


図3.1.2 生活排水処理形態別人口の実績

第2節 し尿、浄化槽汚泥等及び雑排水処理の状況

1. し尿、浄化槽汚泥等及び雑排水の排出状況

過去5年間（令和2～令和6年度）の年間搬入実績は表3.2.1及び図3.2.1、過去3年間（令和4～令和6年度）の月別搬入実績は表3.2.2及び図3.2.2～図3.2.3に示すとおりである。

年度別の総搬入量は微減傾向を示している。令和6年度において総搬入量は35,607.7kL／年（97.6kL／日）であり、その内訳はし尿搬入量が1,746.0kL／年、浄化槽汚泥等搬入量が33,644.7kL／年、雑排水量が217.0kL／年となっている。

月別搬入量を変動係数（年間平均搬入量に対する月間平均搬入量の割合、1.00が平均値）としてみると、令和4年度は0.84（1月）～1.13（6月）、令和5年度は0.88（1月）～1.12（6月）、令和6年度は0.91（1月）～1.12（4月）となっている。年度によってばらつきがみられるが、6月の搬入量が多く、1月の搬入量が少ないという傾向がみられる。

表3.2.1 年度別搬入実績

年度	搬入量				年間日平均搬入量 kL/日	変動係数
	合計 kL/年	し尿 kL/年	浄化槽汚泥等 kL/年	雑排水 kL/年		
R2	36,418.9	2,063.5	34,024.3	331.1	99.8	—
R3	36,911.6	1,933.6	34,634.8	343.2	101.1	—
R4	36,157.1	1,774.9	34,092.8	289.4	99.1	0.84～1.13
R5	35,642.7	1,754.7	33,644.6	243.4	97.4	0.88～1.12
R6	35,607.7	1,746.0	33,644.7	217.0	97.6	0.91～1.12

注) R5年度の年間日平均搬入量は、うるう日を含むため366日で除して算出している。

※ 浄化槽汚泥等には、農業集落排水施設汚泥が含まれている。

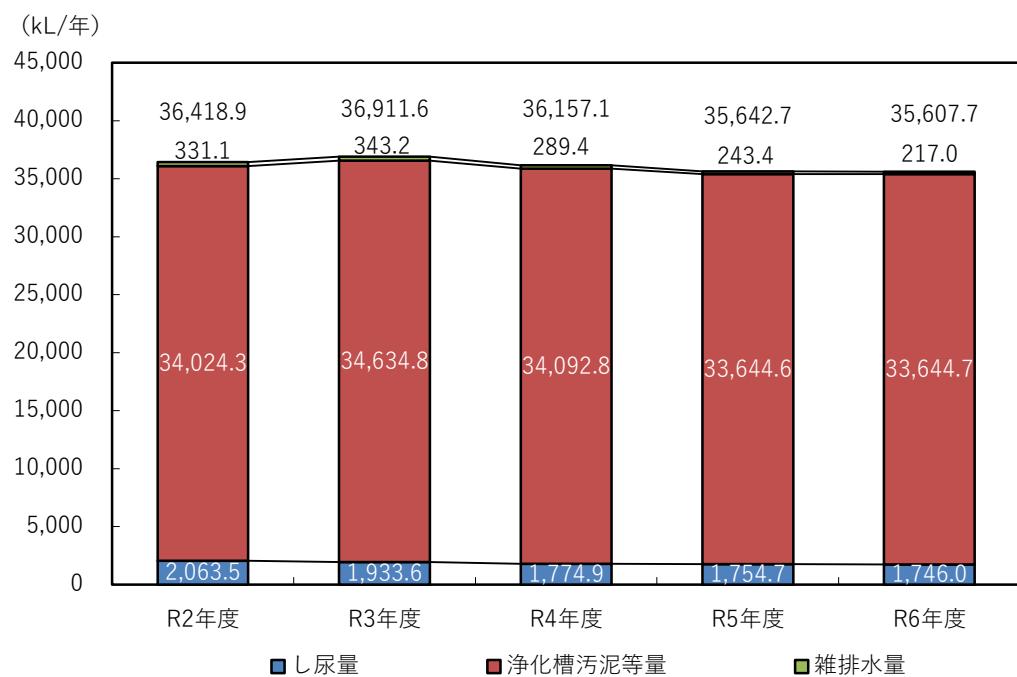


図3.2.1 年度別搬入量の推移

表3.2.2 月別搬入実績

年度月	搬入量				月間日平均 搬入量 kL/日	変動係数
	合計 kL/月	し尿 kL/月	浄化槽汚泥等 kL/月	雑排水 kL/月		
R4 4	3,273.7	125.2	3,116.8	31.7	109.1	1.10
	2,951.9	146.6	2,784.2	21.1	95.2	0.96
	3,365.0	147.4	3,183.4	34.2	112.2	1.13
	2,808.3	131.0	2,666.2	11.1	90.6	0.91
	3,087.1	142.6	2,919.7	24.8	99.6	1.01
	2,983.7	137.7	2,820.4	25.6	99.5	1.00
	2,762.7	157.8	2,591.5	13.4	89.1	0.90
	2,984.0	170.3	2,788.8	24.9	99.5	1.00
	3,247.0	161.0	3,047.1	38.9	104.7	1.06
	2,568.4	138.0	2,412.6	17.8	82.9	0.84
	2,818.6	145.9	2,660.6	12.1	100.7	1.02
	3,306.7	171.4	3,101.5	33.8	106.7	1.08
	合計	36,157.1	1,774.9	34,092.8	289.4	—
R5 4	3,147.3	160.9	2,967.2	19.2	104.9	1.08
	3,146.8	138.3	2,984.2	24.3	101.5	1.04
	3,274.5	142.8	3,110.0	21.7	109.2	1.12
	2,919.5	108.7	2,803.4	7.4	94.2	0.97
	2,951.3	127.3	2,808.7	15.3	95.2	0.98
	2,741.2	138.8	2,574.6	27.8	91.4	0.94
	2,871.2	177.8	2,677.5	15.9	92.6	0.95
	2,816.6	155.0	2,640.8	20.8	93.9	0.96
	3,246.8	145.1	3,087.0	14.7	104.7	1.07
	2,662.8	138.4	2,510.8	13.6	85.9	0.88
	2,750.4	167.9	2,554.7	27.8	94.8	0.97
	3,114.3	153.7	2,925.7	34.9	100.5	1.03
	合計	35,642.7	1,754.7	33,644.6	243.4	—
R6 4	2,970.2	146.2	2,803.7	20.3	* 97.4	—
	3,266.9	125.3	3,121.7	19.9	108.9	1.12
	3,123.4	137.2	2,969.0	17.2	100.8	1.03
	3,057.5	124.2	2,914.3	19.0	101.9	1.04
	3,081.9	120.5	2,950.3	11.1	99.4	1.02
	2,818.8	167.9	2,627.0	23.9	90.9	0.93
	2,793.7	160.1	2,615.8	17.8	93.1	0.95
	3,002.6	156.5	2,822.6	23.5	96.9	0.99
	2,950.1	116.5	2,825.0	8.6	98.3	1.01
	3,080.2	169.3	2,894.2	16.7	99.4	1.02
	2,745.1	154.5	2,579.2	11.4	88.6	0.91
	2,791.9	154.5	2,624.1	13.3	99.7	1.02
	2,895.6	159.5	2,701.5	34.6	93.4	0.96
	合計	35,607.7	1,746.0	33,644.7	217.0	—
	平均	2,967.3	145.5	2,803.7	18.1	* 97.6

* : 年間日平均

(R5年度の年間日平均搬入量は、うるう日を含むため366日で除して算出している。)

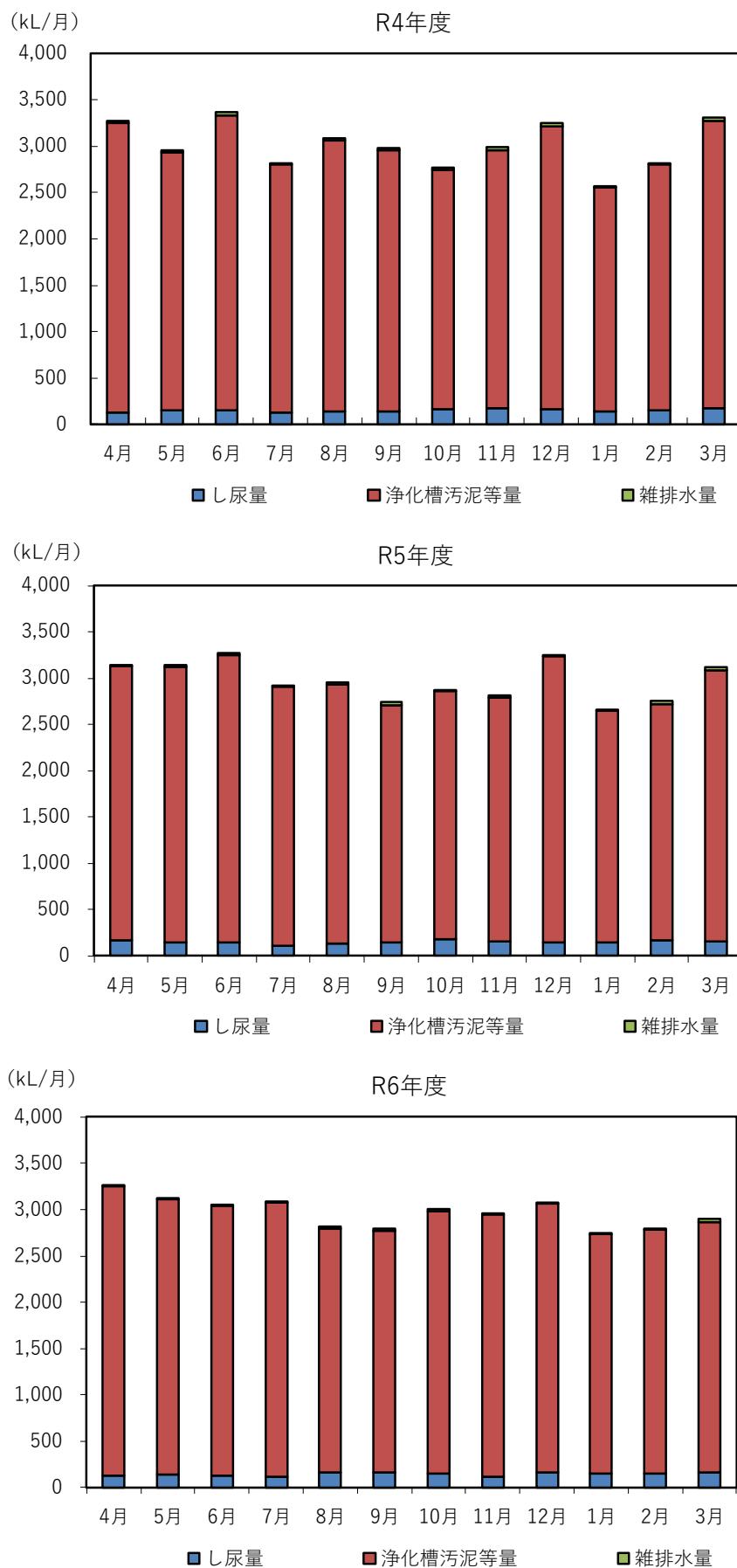


図3.2.2 月別搬入量の推移

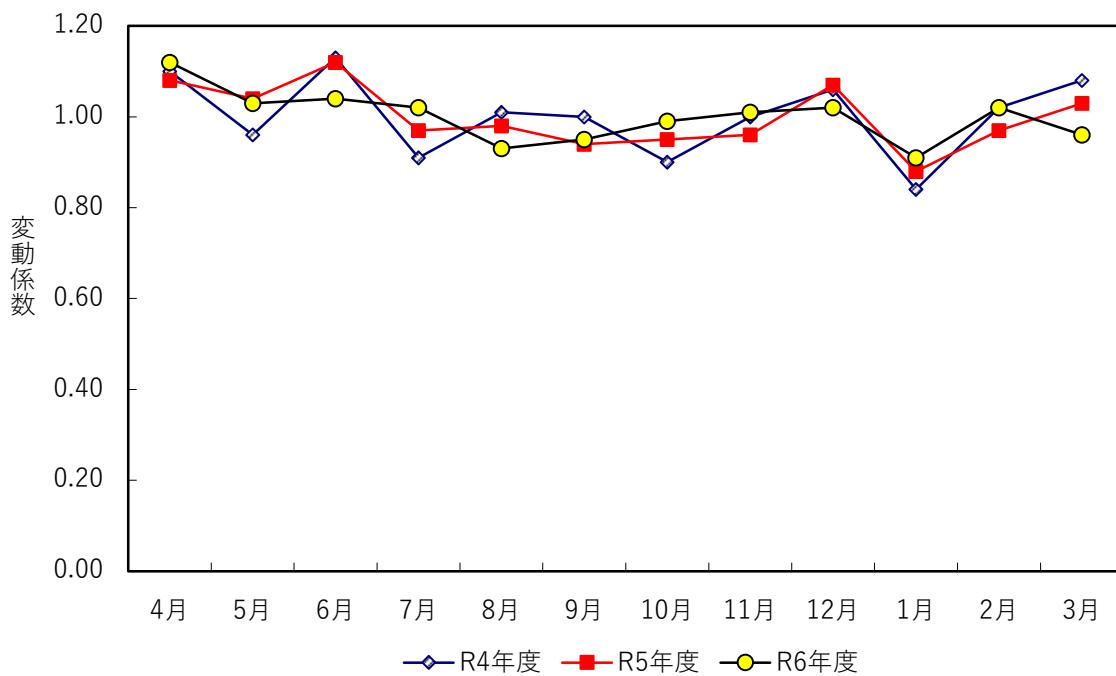


図3.2.3 月変動係数の動向

2. し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、許可業者7社により行われている。

収集車両の種類と台数は表3.2.3に示すとおりである。

表3.2.3 収集車両の種類と台数

収集業者名	収集対象物	種類	収集車両	
			積載量	台数
加藤商事(株)	し尿・浄化槽	許可	3.7 t	5
			3.0 t	3
太盛運輸(有)	し尿・浄化槽	許可	3.7 t	5
			3.7 t	2
(有)中央衛生	し尿・浄化槽	許可	3.0 t	1
			3.7 t	2
内藤清掃	し尿・浄化槽	許可	3.7 t	2
(有)埼玉清掃	し尿・浄化槽	許可	3.0 t	2
川越衛生(株)	し尿・浄化槽	許可	3.6 t	2
			3.7 t	1
石川商事(株)	し尿・浄化槽	許可	3.7 t	3
			3.0 t	1

3. し尿処理施設の状況

本市のし尿処理施設の概要は、表3.2.4及び図3.2.4～図3.2.5に示すとおりである。

表3.2.4 施設の概要

施設名称	川越市環境衛生センター			
施設所管	川越市			
所在地	埼玉県川越市大字大仙波1249番地1 Tel: 049-224-9191			
計画処理能力	150kL/日 (し尿: 105kL/日、浄化槽汚泥: 45kL/日)			
処理方式	主処理: 標準脱窒素処理 高度処理: 運転停止 (凝集沈殿 + 砂ろ過 + 活性炭吸着) 汚泥処理: 濃縮 → 脱水 → 搬出 臭気処理 高濃度: 生物脱臭塔 → 中・低濃度臭気として処理 中・低濃度: 酸洗浄 + アルカリ・次亜塩洗浄 + 活性炭脱臭 硝酸化槽低濃度: 水洗脱臭			
希釈水の種類	地下水			
放流先	公共下水道			
し渣処分方法	ごみ焼却施設で焼却処理。焼却灰・溶融スラグはセメント原料。			
汚泥処分方法	ごみ焼却施設で焼却処理。焼却灰・溶融スラグはセメント原料。			
放流水質	項目	単位	基準値	計画値
	p H	(-)	5.0～9.0	5.0～9.0
	B O D	(mg/L)	600以下	600以下
	C O D	(mg/L)	—	—
	S S	(mg/L)	600以下	600以下
	T - N	(mg/L)	240以下	240以下
	T - P	(mg/L)	32以下	32以下
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	30以下	30以下
	沃素消費量	(mg/L)	220以下	220以下
竣工年度	昭和54年度			
設計・施工	荏原インフィルコ株式会社 (現: Wateringエンジニアリング株式会社)			

し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥、雑排水

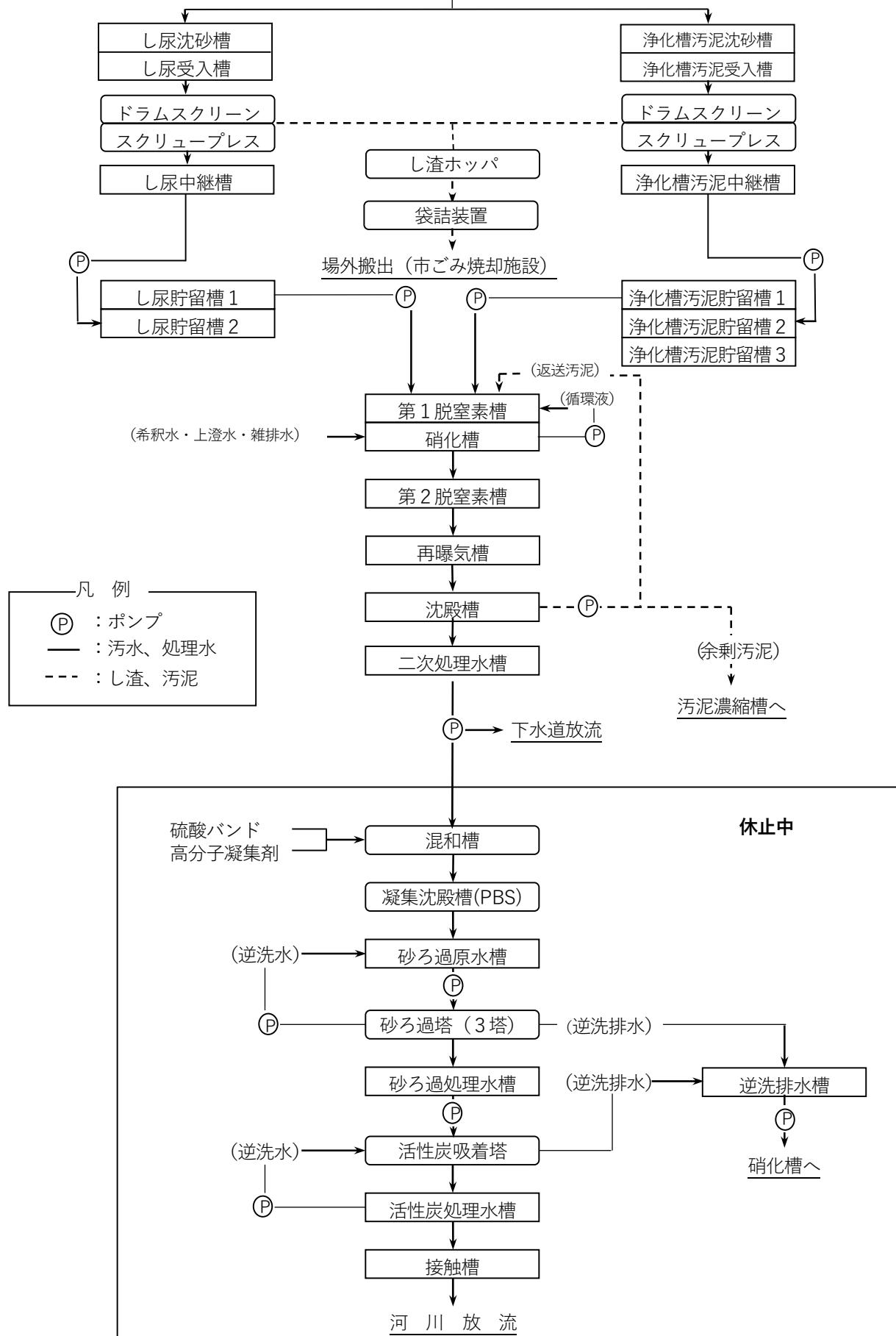


図3.2.4(1) 処理工程図 (水処理)

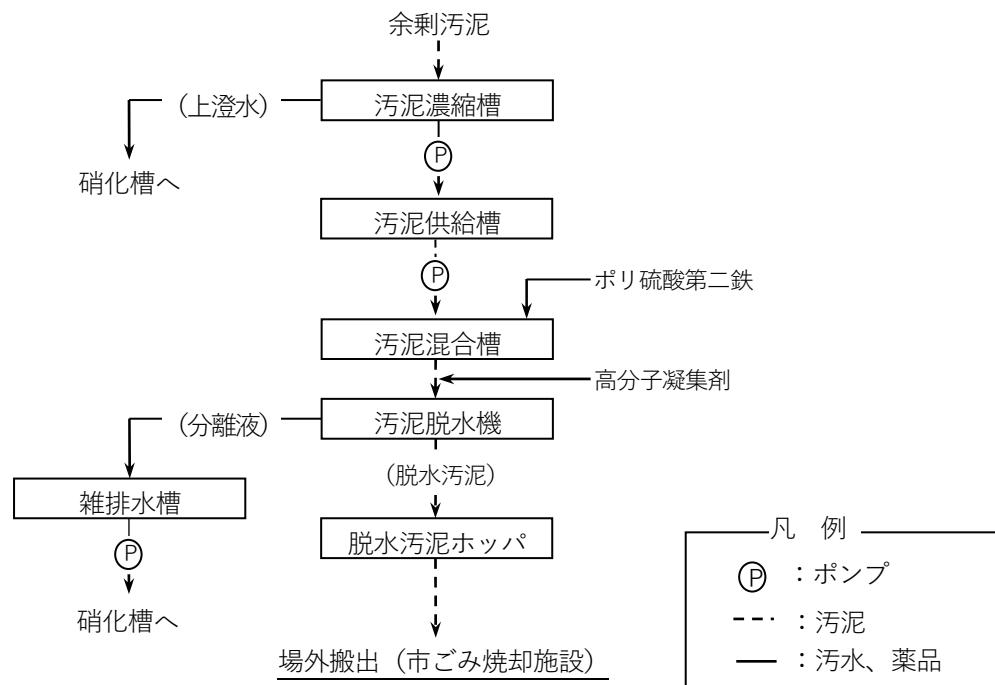


図3.2.4(2) 処理工程図（汚泥処理）

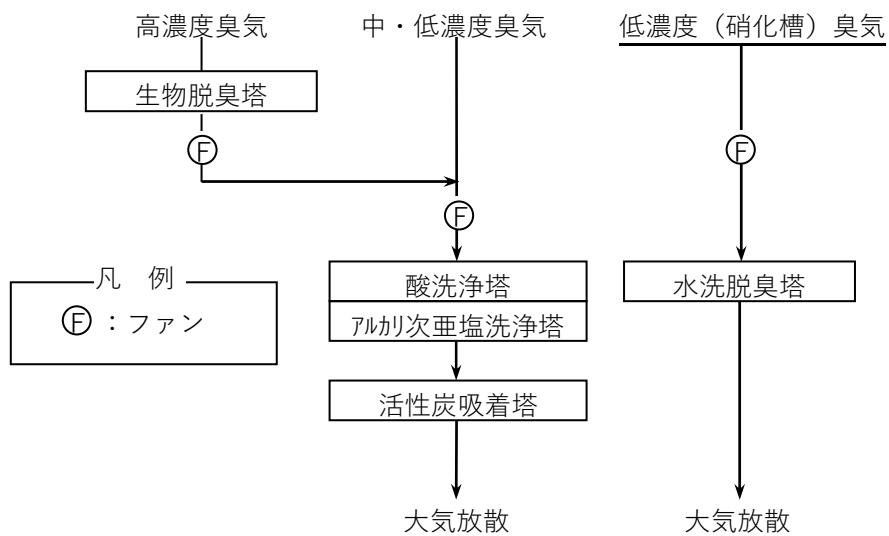


図3.2.4(3) 処理工程図（臭気処理）

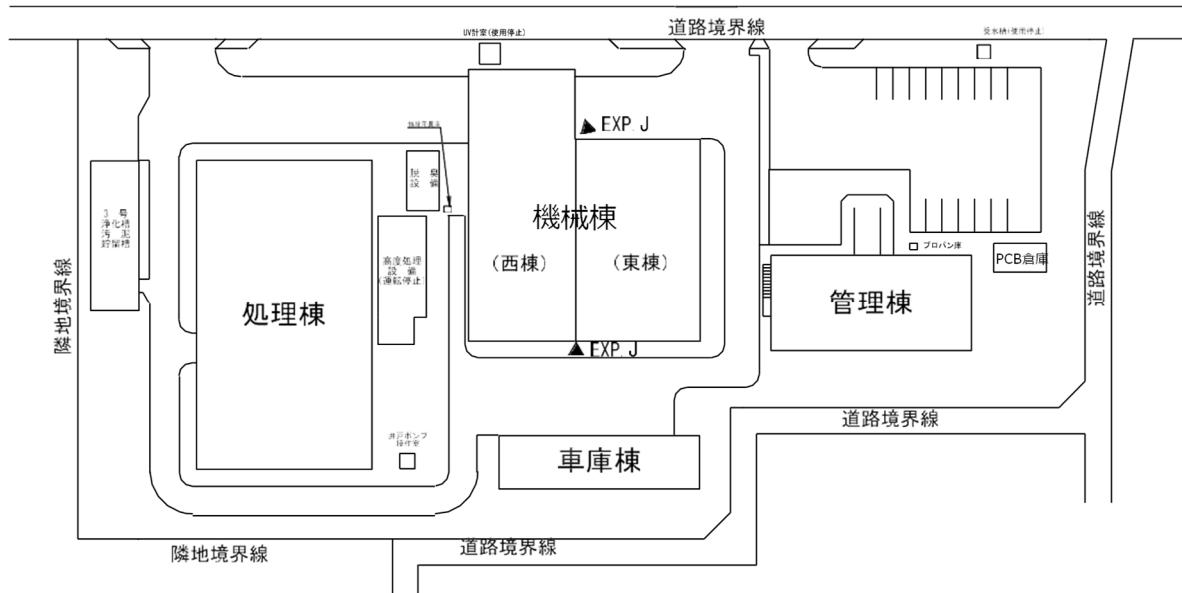


図3.2.5 施設配置図

第3節 生活排水処理施設の状況

1. 下水道の状況

本市の下水道は、埼玉県が主体となって整備を行っている荒川右岸流域下水道の一環として、昭和57年8月に一部供用が開始され、以降順次整備が進んでいる。下水道計画の概要は表3.3.1に、下水道の整備状況は表3.3.2にそれぞれ示すとおりである。

表3.3.1 下水道計画の概要

項目		全体計画		事業計画	
目標年次		令和31年度		令和11年度	
下水排除方式		合流及び分流式			
計画区域面積 (ha)		4,543.2		3,961.1	
計画人口 (人)		292,400		287,750	
計画汚水量	日平均 (m³/日)	104,940		103,370	
	日最大 (m³/日)	129,790		127,830	
事業認可年月日		当初	昭和45年5月6日	最終	令和7年3月17日
一部供用開始		昭和57年8月			

表3.3.2 下水道整備実績

年度	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口 (人)	353,442	352,896	352,986	352,836	352,673
処理区域面積 (ha)	3770.68	3779.64	3846.81	3855.60	3876.06
下水道区域内人口 (人)	306,783	307,244	307,502	307,558	308,923
下水道普及率 (%)	86.8	87.1	87.1	87.2	87.6
下水道水洗化人口 (人)	301,049	301,534	302,009	301,942	303,460
下水道水洗化率 (%)	98.1	98.1	98.2	98.2	98.2
下水道処理率 (%)	85.2	85.4	85.6	85.6	86.0

注：下水道普及率 (%) = 下水道区域内人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

下水道水洗化率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 下水道区域内人口 (人)

下水道処理率 (%) = 下水道水洗化人口 (人) ÷ 行政区域内人口 (人)

2. 農業集落排水施設の状況

本市の農業集落排水施設は、現在2施設で稼動している。農業集落排水施設の概要は表3.3.3に、農業集落排水施設の整備状況は表3.3.4に示すとおりである

表3.3.3 農業集落排水施設の概要

施設名称	鴨田農業集落排水処理施設		石田本郷農業集落排水処理施設
集落排水事業の種類	農業集落排水事業		農業集落排水事業
所在地	川越市大字鴨田1487番地1		川越市大字石田本郷340番地1
処理対象区域	鴨田、石田本郷、川越、古谷上、伊佐沼		石田本郷、鹿飼、菅間
事業期間	平成12年度～平成17年度		平成18年度～平成23年度
計画区域面積	38.1 ha		28.4 ha
計画人口	2,070人		1,780人
敷地面積	1,757 m ²		2,225 m ²
稼動開始年	平成18年4月1日		平成24年4月1日
処理方式	污水処理	DO制御連続流入間欠ばっ気方式	DO制御連続流入間欠ばっ気方式
	汚泥処理	川越市環境衛生センターへ搬入	川越市環境衛生センターへ搬入
放流先	笛原排水路		古川排水路
計画汚水量	日平均	559 m ³ /日	481 m ³ /日
	日最大	683 m ³ /日	587 m ³ /日
	時間最大	67 m ³ /時	58 m ³ /時
流入水質	BOD	200 mg/L	200 mg/L
	SS	200 mg/L	200 mg/L
放流水質	BOD	10 mg/L	10 mg/L
	SS	15 mg/L	15 mg/L

表3.3.4 農業集落排水施設の整備実績

年度 項目	R2	R3	R4	R5	R6
処理区域面積 (ha)	67	67	67	67	67
区域内人口 (人)	2,409	2,360	2,340	2,297	2,255
処理人口 (人)	1,948	2,025	2,016	1,993	1,989
接続率 (%)	80.9	85.8	86.2	86.8	88.2

注：接続率 (%) = 処理人口 (人) ÷ 区域内人口 (人)

3. 合併処理浄化槽の状況

本市では、下水道及び農業集落排水施設の他に、生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を推進しており、平成4年度から設置に対する補助制度を実施している。本市における補助制度の概要は、以下に示すとおりである。

(1) 補助対象区域

下水道事業計画区域以外、かつ、農業集落排水事業実施採択区域以外

下水道事業計画区域内であって、下水道整備が7年以上見込めない区域

(2) 補助対象

補助対象区域内において、転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者（農業集落排水事業実施採択区域内で、事業を利用できない者を含む。）

(3) 補助金額

合併処理浄化槽設置に対する補助限度額は、表3.3.5に示すとおりである。

表3.3.5 補助限度額

千円/基

区分		下水道 処理区域内	下水道事業計画区域内		浄化槽整備区域内	農業集落排水事業採択区域内	
			6年以内の 整備	7年以上先 の整備		利用不可	利用可
建築確認申請を伴う場合	新築	×	×	×	×	×	×
	建て替え	×	×	設置：120	設置：120	設置：120	×
	増築	×	×	設置：120	設置：120 撤去：40 配管：150	設置：120	×
設置届を伴う場合	入れ替え	×	×	設置：120	設置： 5人槽：410 6・7人槽：442 8～10人槽：642 撤去：40 配管：150	設置： 5人槽：410 6・7人槽：442 8～10人槽：642 撤去：40 配管：150	×

(4) 設置基数

各年度における合併処理浄化槽の設置基数は表3.3.6に示すとおりである。

表3.3.6 各年度における合併処理浄化槽の設置基数

(単位：基)

人槽 年度	R2	R3	R4	R5	R6
5～10人槽	167	205	220	183	152
11～20人増	0	2	1	5	2
21～50人槽	1	3	0	3	7
51～100人槽	0	0	2	0	0
101～200人槽	0	0	1	1	1
301～500人槽	0	1	0	0	1
2001～3000人槽	0	0	0	0	1
計	168	211	224	192	164

(5) その他

本市では、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度の他に合併処理浄化槽（居住用に限る。）維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）に対する補助制度を設けてい る。また、浄化槽処理水の放流先が無いことにより、合併処理浄化槽の設置が困難な地区が存在することが課題となっている。

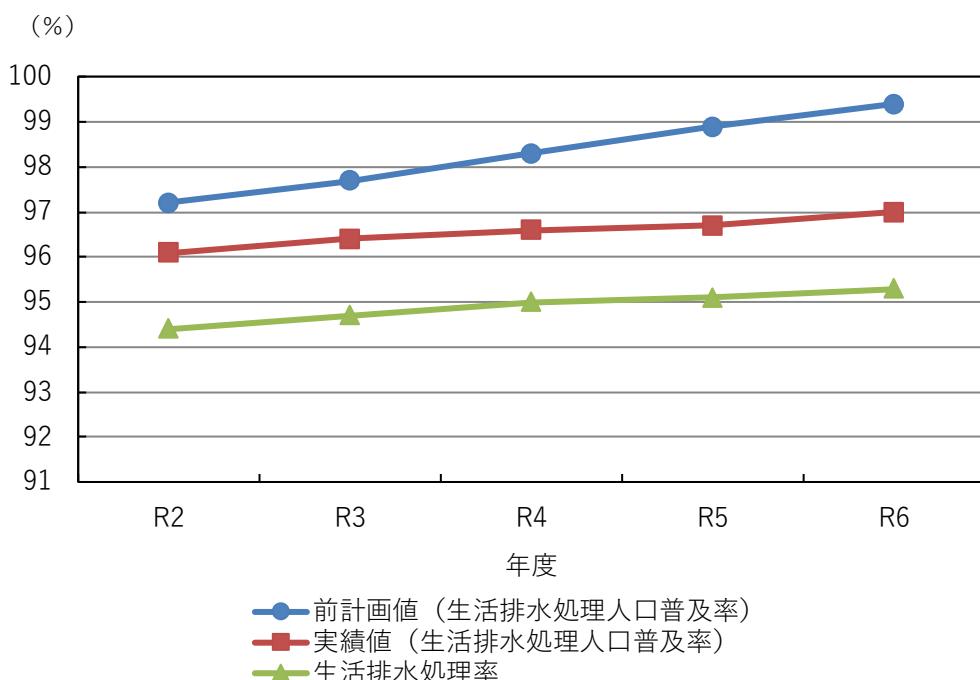
第4節 前計画目標値の達成状況

前計画における目標値と令和6年度の実績値の比較は表3.4.1に、生活排水処理人口普及率及び生活排水処理率の推移は図3.4.1に示すとおりである。なお、前計画の目標年度は令和7年度であるため、令和6年度における前計画値と実績値を比較する。

生活排水処理人口普及率は、5年間で1.0ポイント上昇したが、各年度ともに計画値を下回る結果であった。令和6年度の目標値が99.4%であるのに対し、実績値が97.0%であり目標は未達成である。なお、令和6年度の生活排水処理率は95.8%であり、更なる生活排水処理施設の整備が必要となる。

表3.4.1 前計画目標値と実績値との比較

項目	前計画目標値 (R6年度)	実績値 (R6年度)	前計画値との差
生活排水処理人口普及率	99.4%	97.0%	-2.4 ポイント



※生活排水処理人口普及率 = (下水道区域内人口 + 農業集落排水施設区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口

国で公表している「汚水処理人口普及率調査」の汚水処理人口普及率と同じ。

生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 農業集落排水施設水洗化人口 +

合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口

水洗化人口とは実際に下水道等に接続している人口を指す。

図3.4.1 生活排水処理人口普及率・生活排水処理率の推移

第5節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の実態を把握した上で、現状及び今後の生活排水処理に係る問題点や課題を抽出すると次のとおりである。

1. 生活雑排水の未処理放流について

本市の生活排水処理体系をみると、し尿と生活雑排水を同時に処理する合併処理の普及が進んでおり、生活排水処理率が95.8%（令和6年度末現在）に達している。残る4.2%の生活雑排水は、未処理で公共用水域に排出されている状況であり、水質汚濁の原因となっている。

生活排水処理率を環境省が公表している直近（令和5年度）の一般廃棄物処理事業実態調査結果による全国平均及び埼玉県平均と比較すると、図3.5.1に示すとおりである。本市の生活排水処理率が95.8%となっており、全国平均値（90.4%）及び県平均値（92.1%）より高い状況にある。

全国的に公共用水域の水質は、近年徐々に改善の方向にあるが、中小河川、閉鎖性水域等では改善が遅れている。この原因は主に生活排水に由来し、未処理で放流される生活雑排水が大きな部分を占めるといわれている。この傾向は本市においても同様と考えられ、生活排水処理施設の接続率の向上、し尿汲取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進等の生活雑排水処理の更なる推進が求められる。

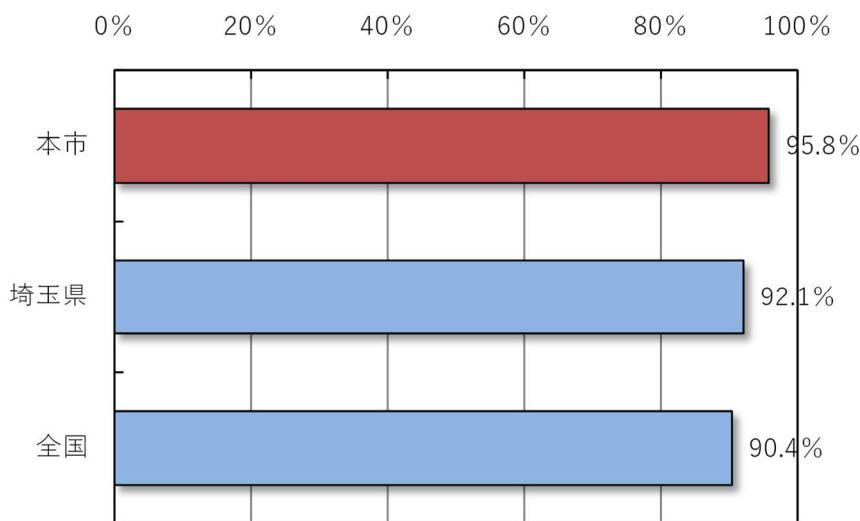


図3.5.1 直近年度における生活排水処理率

2. 生活排水処理施設の整備について

生活排水処理施設とは、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、下水道及び農業

集落排水施設が代表的なものとしてあげられる。

本市では、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により、生活排水処理施設の整備を推進してきた。

下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道が供用開始しており、順次整備が進められている。下水道の整備計画区域においては、未整備区域の整備促進を図ること及び下水道への早期接続を促進することが必要である。

農業集落排水施設は、面整備が完了している。農業集落排水施設の整備区域においては、農業集落排水施設への早期接続を促進することが必要である。

合併処理浄化槽は、人口が密集していない地域の戸別家屋等の生活雑排水処理に対して非常に有効であるため、計画的に整備、普及させることが必要である。さらに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進することも必要である。

3. 単独処理浄化槽の新設廃止について

単独処理浄化槽はし尿のみを処理するものであり、生活雑排水を適正処理できない。生活排水処理対策を考える上で、既存の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換をいかにして推進するかが重要となる。

浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年6月2日法律106号、平成13年4月1日施行）では、合併処理浄化槽だけが浄化槽として取り扱われるようになった（既存単独処理浄化槽は除く）。

このことから、合併処理浄化槽の計画的な整備を推進するとともに、単独処理浄化槽の新設廃止及び合併処理浄化槽への転換に関する住民への啓発活動の強化が必要となる。

4. 生活雑排水による汚濁負荷排出量の削減について

生活雑排水とは、家庭、事業所等の厨房、風呂場、洗濯場等から排出される污水であり、前述のとおり、公共用海域の汚濁の一因となっている。下水道や合併処理浄化槽等で処理する場合であっても、処理システムへの過剰な負荷は処理水の悪化を招き、さらに公共用海域の汚染へとつながる。従って、いずれの場合でも排出源での汚濁負荷排出量削減は、水環境の保全に寄与することとなる。

排出源での汚濁負荷排出量削減とは、たとえば台所における調理くずや食物残渣の回収、食器等の汚れをまず拭き取ってから水洗いすること等があげられる。

本市においても住民の協力により汚濁負荷排出量の削減を達成できるよう、行政と

しての取り組みを検討する必要がある。

5. 合併処理浄化槽の適正な維持管理について

合併処理浄化槽の処理性能は、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/L以下と、下水道終末処理施設の二次処理水と同等である。また、集合処理施設と比較して設備費用が安価で、設置に要する期間が極めて短く、投資効果の発現も早いという利点を持っている。

しかし、清掃、点検等の維持管理を適正に行わないと、その処理性能を発揮することはできない。浄化槽の維持管理は設置者及び使用者の責任において民間事業者が行っているが、維持管理方法についての継続的な指導が必要である。

第4章

生活排水処理の基本方針

第4章 生活排水処理の基本方針

第1節 生活排水処理に係る理念

水環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で、生活排水対策を積極的に推進していくことが重要な課題となっており、本市でも社会的にその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきている。

このような状況から、生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るため、地域住民の理解と協力のもとに、生活排水処理に関する事業に取り組み、快適な生活環境とより豊かな水環境を得ることを生活排水処理の理念とする。

なお、埼玉県が目標とする、生活排水の100%処理（生活排水処理人口普及率）は市内各地区の実情に対応した上で、令和18年度までの達成を目指す。

【基本理念】
快適な生活環境と豊かな水環境を得る

第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川等の公共用水域の水質保全に大きく寄与するものである。本市では、生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおりとする。

基本方針1 市街地かつ人口密集地区の生活排水処理は、公共下水道により整備する

本市では、荒川右岸流域関連公共下水道、日高公共下水道及び坂戸、鶴ヶ島公共下水道の3地区の供用を開始しており、引き続き計画的な下水道整備事業の推進を図る。さらに、下水道整備区域内におけるすべての家庭、事業所等が下水道へ接続するよう、啓発あるいは指導を行う。

基本方針2 農業振興地域内の農業集落における生活排水処理は、農業集落排水施設による処理とする

本市では、2地区で農業集落排水施設が稼動開始しており、引き続き適切な施設の維持管理を行う。さらに、農業集落排水整備区域内におけるすべての家庭等が排水設

第4章 生活排水処理の基本方針

備へ接続するよう、啓発あるいは指導を行う。

基本方針3 下水道及び農業集落排水施設の整備対象地域以外の地域では、合併処理浄化槽による処理とする

本市では、合併処理浄化槽が計画的に整備されるよう努めており、引き続き住民に対して啓発あるいは指導を行う。単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換するよう、住民に啓発あるいは指導を行う。

また、合併処理浄化槽については、法律に基づき保守点検、清掃及び法定検査を実施するよう住民に指導を行う。

基本方針4 し尿の自家処理については、合併処理浄化槽への転換を図る

本市では、生活排水処理率が向上するためにし尿の自家処理を減少し、合併処理浄化槽へ転換するよう、住民に啓発あるいは指導を行う。

第3節 生活排水処理の目標

生活排水処理施設の整備及び普及率の向上により、生活排水処理率の向上を図り、その目標を表4.3.1に示すとおり設定する。

表4.3.1 生活排水処理の目標

項目	年度 (R6年度)	基準年度 (R6年度)	中間目標年度 (R13年度)	中間目標年度 (R18年度)	目標年度 (R23年度)
生活排水処理人口普及率	97.0%	97.0%	98.4%	100%	100%
生活排水処理率	95.8%	95.8%	98.2%	99.7%	99.8%

※生活排水処理人口普及率 = (下水道区域内人口 + 農業集落排水施設区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口
国で公表している「汚水処理人口普及状況調査」の汚水処理人口普及率に同じ。

生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 農業集落排水施設水洗化人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口
水洗化人口とは実際に下水道等に接続している人口を指す。

第5章

生活排水処理基本計画

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 将来の生活排水処理体系

将来の生活排水処理体系は図5.1.1に示すとおりとする。なお、この処理体系は、原則として現行を踏襲するものとする。

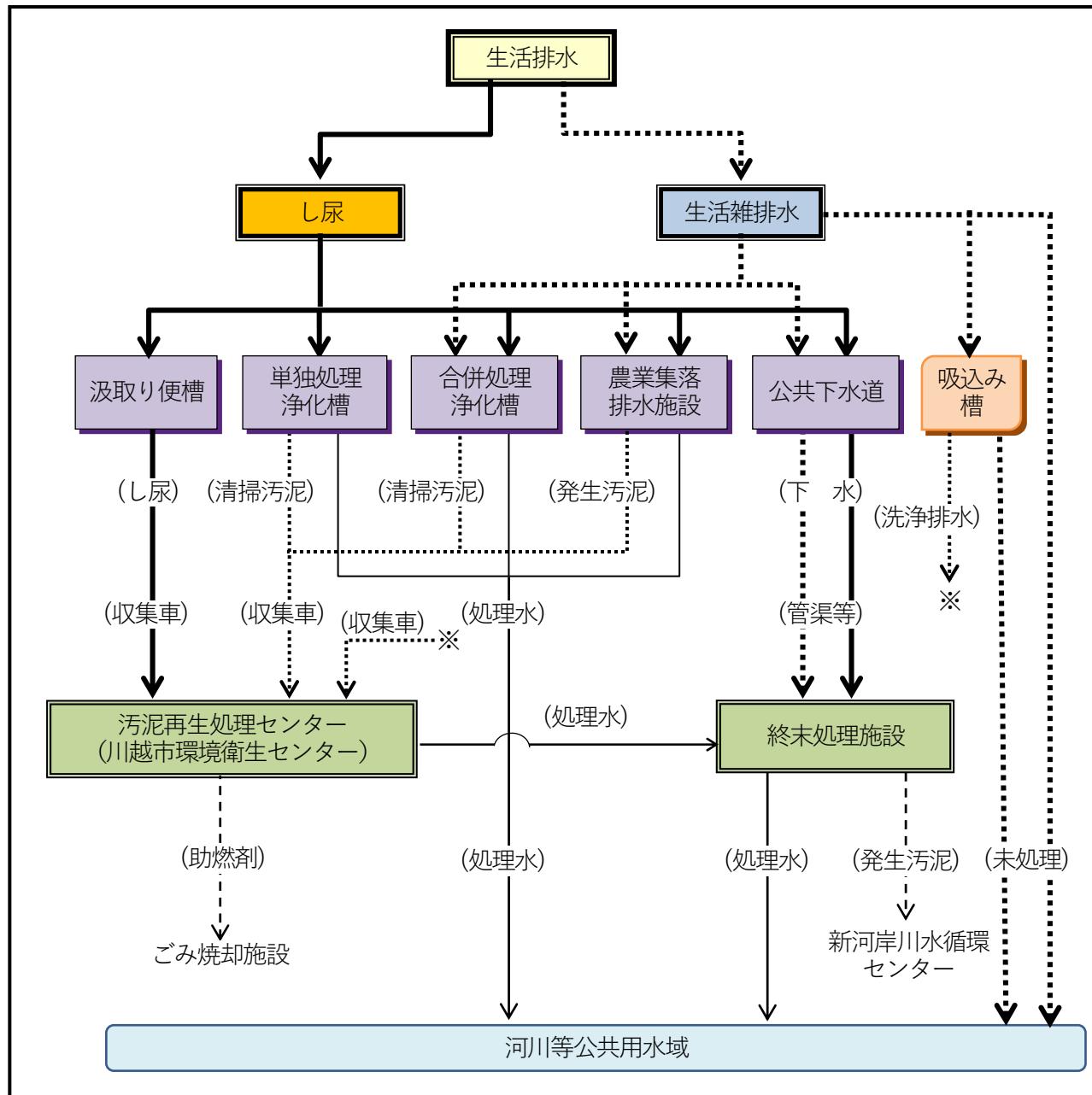


図5.1.1 将來の生活排水処理体系

第2節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表5.2.1に示すとおりである。

表5.2.1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
荒川右岸流域関連公共下水道	し尿 及び 生活雑排水	県、本市
農業集落排水施設	し尿 及び 生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿 及び 生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥、 農業集落排水施設汚泥、 雑排水	本市

第3節 生活排水の処理計画

1. 生活排水処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測は、表5.3.1及び図5.3.1に示すとおりである。

表5.3.1 生活排水処理形態別人口の予測

		年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
行政区域内人口	(人)	352,805	351,286	350,353	349,313	348,160	346,913	345,530	344,135	342,720	
1.計画処理区域内人口	(人)	352,805	351,286	350,353	349,313	348,160	346,913	345,530	344,135	342,720	
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	339,149	339,047	339,327	339,498	339,549	339,428	339,174	338,885	338,559	
(1)コミュニティプラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)合併処理浄化槽人口	(人)	33,994	34,133	34,686	35,130	35,454	35,976	36,368	36,725	37,045	
(3)下水道人口	(人)	303,147	302,902	302,624	302,347	302,070	301,423	300,776	300,129	299,481	
(4)農業集落排水施設人口	(人)	2,008	2,012	2,017	2,021	2,025	2,029	2,030	2,031	2,033	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	12,450	11,140	10,019	8,904	7,797	6,765	5,733	4,723	3,730	
4.非水洗化人口	(人)	1,206	1,099	1,007	911	814	720	623	527	431	
(1)し尿収集人口	(人)	1,201	1,096	1,005	910	814	720	623	527	431	
(2)自家処理人口	(人)	5	3	2	1	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

		年 度	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
行政区域内人口	(人)	341,248	339,749	338,300	336,795	335,272	333,776	332,288	331,042	
1.計画処理区域内人口	(人)	341,248	339,749	338,300	336,795	335,272	333,776	332,288	331,042	
2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	338,154	337,704	337,270	335,907	334,505	333,115	331,716	330,543	
(1)コミュニティプラント人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)合併処理浄化槽人口	(人)	37,287	37,490	37,711	37,003	36,256	35,522	34,818	34,340	
(3)下水道人口	(人)	298,833	298,185	297,537	296,888	296,239	295,590	294,901	294,212	
(4)農業集落排水施設人口	(人)	2,034	2,029	2,022	2,016	2,010	2,003	1,997	1,991	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人)	2,759	1,806	883	753	642	546	466	401	
4.非水洗化人口	(人)	335	239	147	135	125	115	106	98	
(1)し尿収集人口	(人)	335	239	147	135	125	115	106	98	
(2)自家処理人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	

		年 度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
生活排水処理率	(%)	96.1	96.5	96.9	97.2	97.5	97.8	98.2	98.5	98.8	
水洗化率	(%)	99.7	99.7	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.9	

		年 度	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
生活排水処理率	(%)	99.1	99.4	99.7	99.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
水洗化率	(%)	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 農業集落排水施設水洗化人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口

水洗化人口とは実際に下水道等に接続している人口を指す。

水洗化率 = (水洗化・生活雑排水処理人口 + 水洗化・生活雑排水未処理人口) ÷ 行政区域内人口

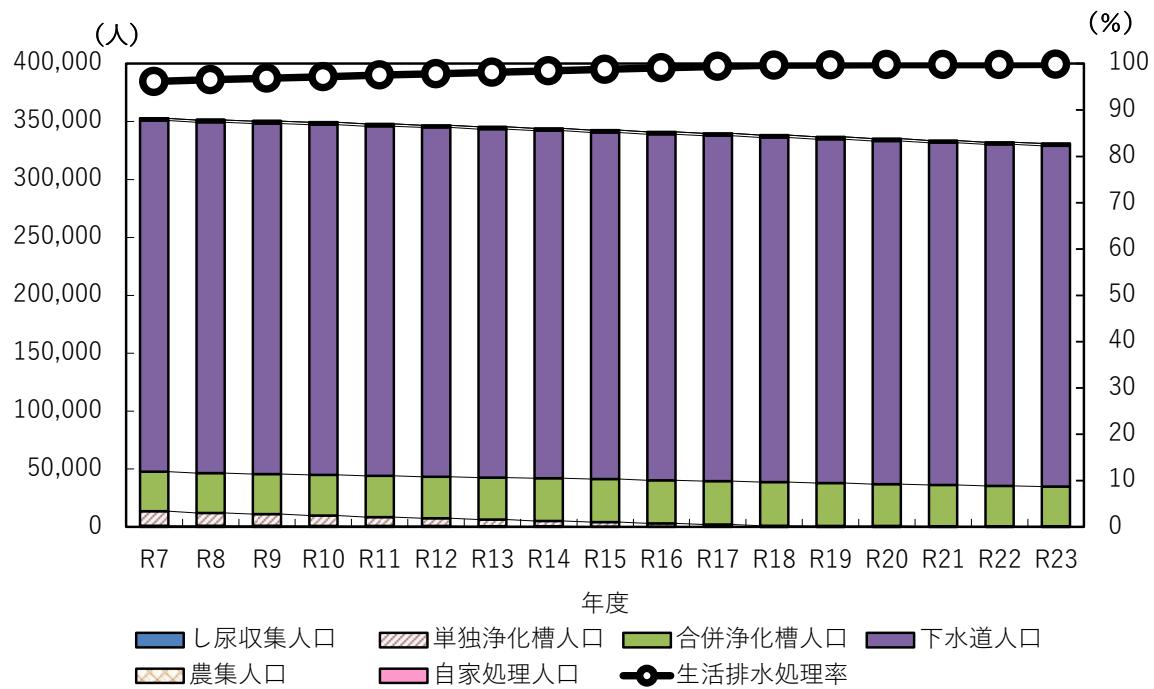


図5.3.1 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

2. 処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を処理することを目的として、市内各地区の実情に対応した生活排水処理施設の整備を推進していくものとする。

基準年度及び目標年度（令和23年度）における生活排水処理形態別の人口内訳は表5.3.2に示すとおりである。なお、中間目標年度として令和13年度及び令和18年度を設定する。

表5.3.2 基準年度及び目標年度における生活排水処理

ア. 生活排水の処理の目標

区分	年度	基準年度 (R6年度)	中間目標年度 (R13年度)	中間目標年度 (R18年度)	目標年度 (R23年度)
生活排水処理人口普及率		97.0 %	98.4 %	100 %	100 %
生活排水処理率		95.8 %	98.2 %	99.7 %	99.8 %

※生活排水処理人口普及率 = (下水道区域内人口 + 農業集落排水施設区域内人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口

国で公表している「汚水処理人口普及率調査」の汚水処理人口普及率と同じ。

生活排水処理率 = (下水道水洗化人口 + 農業集落排水施設水洗化人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口
水洗化人口とは実際に下水道等に接続している人口を指す。

イ. 人口の内訳

区分	年度	基準年度 (R6年度)	中間目標年度 (R13年度)	中間目標年度 (R18年度)	目標年度 (R23年度)
1.行政区域内人口		352,673 人	345,530 人	338,300 人	331,042 人
2.計画処理区域内人口		352,673 人	345,530 人	338,300 人	331,042 人
3.水洗化・生活雑排水処理人口		337,876 人	339,174 人	337,270 人	330,543 人

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

区分	年度	基準年度 (R6年度)	中間目標年度 (R13年度)	中間目標年度 (R18年度)	目標年度 (R23年度)
1.計画処理区域内人口		352,673 人	345,530 人	338,300 人	331,042 人
2.水洗化・生活雑排水処理人口		337,876 人	339,174 人	337,270 人	330,543 人
(1)コミュニティプラント人口		0 人	0 人	0 人	0 人
(2)合併処理浄化槽人口		32,427 人	36,368 人	37,711 人	34,340 人
(3)下水道人口		303,460 人	300,776 人	297,537 人	294,212 人
(4)農業集落排水施設人口		1,989 人	2,030 人	2,022 人	1,991 人
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		13,519 人	5,733 人	883 人	401 人
4.非水洗化人口		1,278 人	623 人	147 人	98 人
(1)し尿収集人口		1,272 人	623 人	147 人	98 人
(2)自家処理人口		6 人	0 人	0 人	0 人
5.計画処理区域外人口		0 人	0 人	0 人	0 人

3. 生活排水を処理する人口等

本市では、生活排水処理施設としての公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を検討する地域について、地域の特性、周辺の環境、土地利用の状況、水源地の確保と保全、地域の今後の要望等を考慮して、生活排水を処理する人口を次のとおり設定する。

(1) 下水道

市街地及び人口密集地区の生活排水処理は、下水道による処理を中心とする。

本市の下水道は、荒川右岸流域関連公共下水道の一環により、昭和45年事業認可を受け順次整備が進んでいる。

目標年度の令和23年度における下水道処理人口を294,212人とし、下水道処理率（計画処理区域内人口に対する下水道処理人口の割合）を88.9%とする。

なお、中間目標年度の令和13年度における下水道処理人口を300,776人とし、下水道処理率を87.0%、令和18年度における下水道処理人口を297,537人とし、下水道処理率を88.0%とする。

(2) 農業集落排水施設

農業振興地域内の農業集落における生活排水処理は農業集落排水施設による処理を中心とする。

本市の農業集落排水施設は現在2施設で稼動おり、それぞれ整備が完了している。

目標年度の令和23年度における農業集落排水施設人口を1,991人とし、農業集落排水施設処理率（計画処理区域内人口に対する農業集落排水施設人口の割合）を0.6%とする。

なお、中間目標年度の令和13年度における農業集落排水施設人口を2,030人とし、農業集落排水施設処理率を0.6%、令和18年度における農業集落排水施設人口を2,022人とし、農業集落排水施設処理率を0.6%とする。

(3) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外における生活排水処理施設の中心であり、戸別住宅、分散集落などでは有効な施設である。

生活排水処理に関する施策が推進されるなか、現在使われている汲取り便槽や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への変更を進めることが必要である。また、公共下水道の整備が予定される地域でも当面の公共下水道整備が望めない地域では、合併処理浄化槽の設置で対応することとなる。

目標年度の令和23年度における合併処理浄化槽人口を34,340人とし、合併処理淨

化槽処理率（計画処理区域内人口に対する合併処理浄化槽人口の割合）を10.4%とする。

なお、中間目標年度の令和13年度における合併処理浄化槽人口を36,368人とし、合併処理浄化槽処理率を10.5%、令和18年度における合併処理浄化槽人口を37,711人とし、合併処理浄化槽処理率を11.1%とする。

（4）生活排水処理率

下水道や合併処理浄化槽により生活排水の適正処理が行われる割合（生活排水処理率）は、目標年度の令和23年度において99.8%、中間目標年度の令和13年度において98.2%、令和18年度において99.7%とする（図5.3.2 参照）。

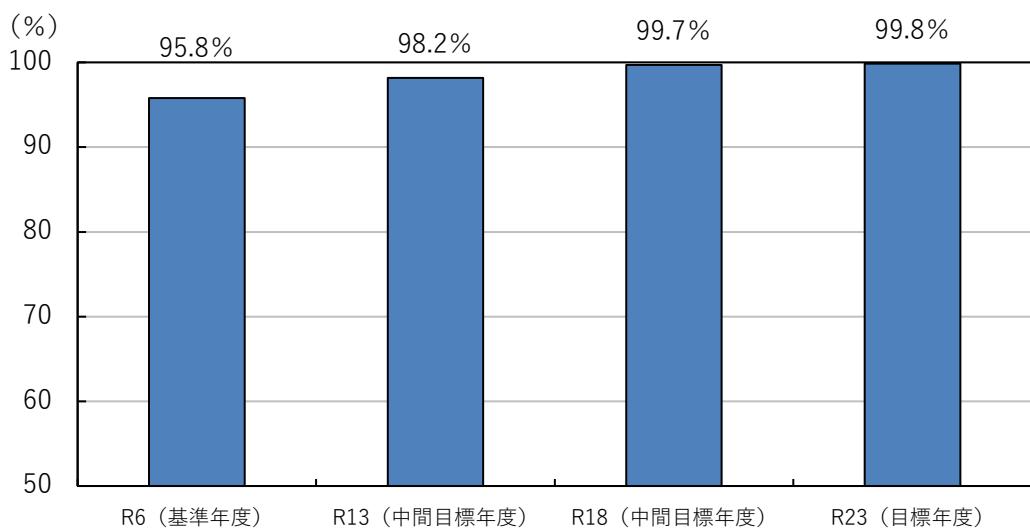


図5.3.2 基準年度及び目標年度における生活排水処理率

4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市における生活排水処理施設の整備計画は、表5.3.3 に示すとおりである。

表5.3.3(1) 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設名称	整備計画の概要																
公共下水道	<p>荒川右岸流域関連公共下水道 終末処理施設：新河岸川上流水循環センター（合流） 新河岸川水循環センター（分流）</p> <p>全体計画：</p> <table> <tr> <td>目標年次</td> <td>令和31年度</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>4,543.2ha</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>292,400人</td> </tr> <tr> <td>計画汚水量</td> <td>104,940m³／日</td> </tr> </table> <p>事業計画：令和7年3月17日最終事業認可</p> <table> <tr> <td>目標年次</td> <td>令和11年度</td> </tr> <tr> <td>整備面積</td> <td>3,961.1ha</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>287,750人</td> </tr> <tr> <td>計画汚水量</td> <td>103,370m³／日</td> </tr> </table> <p>供用開始 昭和57年8月</p>	目標年次	令和31年度	整備面積	4,543.2ha	計画人口	292,400人	計画汚水量	104,940m ³ ／日	目標年次	令和11年度	整備面積	3,961.1ha	計画人口	287,750人	計画汚水量	103,370m ³ ／日
目標年次	令和31年度																
整備面積	4,543.2ha																
計画人口	292,400人																
計画汚水量	104,940m ³ ／日																
目標年次	令和11年度																
整備面積	3,961.1ha																
計画人口	287,750人																
計画汚水量	103,370m ³ ／日																
農業集落排水施設	<p>鴨田農業集落排水処理施設</p> <table> <tr> <td>計画区域面積</td> <td>：38.1ha</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>：2,070人</td> </tr> <tr> <td>計画汚水量</td> <td>：559m³／日</td> </tr> <tr> <td>稼動開始年</td> <td>：平成18年4月1日</td> </tr> </table> <p>石田本郷農業集落排水処理施設</p> <table> <tr> <td>計画区域面積</td> <td>：28.4ha</td> </tr> <tr> <td>計画人口</td> <td>：1,780人</td> </tr> <tr> <td>計画汚水量</td> <td>：481m³／日</td> </tr> <tr> <td>稼動開始年</td> <td>：平成24年4月1日</td> </tr> </table>	計画区域面積	：38.1ha	計画人口	：2,070人	計画汚水量	：559m ³ ／日	稼動開始年	：平成18年4月1日	計画区域面積	：28.4ha	計画人口	：1,780人	計画汚水量	：481m ³ ／日	稼動開始年	：平成24年4月1日
計画区域面積	：38.1ha																
計画人口	：2,070人																
計画汚水量	：559m ³ ／日																
稼動開始年	：平成18年4月1日																
計画区域面積	：28.4ha																
計画人口	：1,780人																
計画汚水量	：481m ³ ／日																
稼動開始年	：平成24年4月1日																
合併処理浄化槽	<p>合併処理浄化槽の設置に対する補助制度に基づき設置を推進</p> <p>施行開始：平成4年度</p> <p>補助対象区域：</p> <p>下水道事業計画区域以外、かつ、農業集落排水事業実施採択区域以外</p> <p>下水道事業計画区域内であって、下水道整備が7年以上見込めない区域</p> <p>補助対象：</p> <p>補助対象区域内において、転換により合併処理浄化槽を設置しようとする者（農業集落排水事業実施採択区域内で、事業を利用できない者を含む。）</p>																

表5.3.3(2) 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設名称	整備計画の概要
汚泥再生処理センター	<p>川越市環境衛生センターでし尿等の適正処理、発生汚泥の再生利用ができるよう適切な整備を行う。</p> <p>施設整備に係る基本方針</p> <p>整備工事：令和6～9年度</p> <p>稼動開始：令和9年度</p> <p>施設規模：122kL/日（し尿4kL/日、浄化槽汚泥110kL/日、集落排水施設汚泥7kL/日、雑排水1kL/日）</p> <p>処理方式：固液分離下水道放流方式</p> <p>整備内容：汚泥再生処理センターとする。</p> <p>脱水汚泥の含水率を70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効利用を図る。</p>

第4節 し尿・汚泥の処理計画

1. 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者7社で行っている。

収集したし尿、浄化槽汚泥等及び雑排水は、本市が管理するし尿処理施設（川越市環境衛生センター）で処理を行っている。

本市で収集されるし尿、浄化槽汚泥等及び雑排水の量は、令和6年度において97.6kL/日であり、減少傾向を示している。

2. し尿・汚泥の処理計画

本市では、減少傾向にあるとはいえ、今後もし尿・汚泥の発生が見込まれるため、将来的なし尿・汚泥の処理・処分計画が必要となる。

生活排水の処理形態内訳に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、表5.4.1に示すとおりである。また、これらの状況を踏まえ、将来のし尿・汚泥処理体系は、図5.4.1に示すとおりとする。

表5.4.1 し尿・汚泥の排出状況

	基準年度 (R6年度)	中間目標年度 (R11年度)	中間目標年度 (R16年度)	目標年度 (R23年度)
し 尿	4.8 kL/日	3.1 kL/日	1.2 kL/日	0.4 kL/日
単独処理浄化槽汚泥	13.5 kL/日	7.7 kL/日	2.7 kL/日	0.4 kL/日
合併処理浄化槽汚泥等	78.6 kL/日	84.7 kL/日	88.9 kL/日	82.0 kL/日
合併処理浄化槽汚泥	75.9 kL/日	81.9 kL/日	86.1 kL/日	79.3 kL/日
農業集落排水施設汚泥	2.7 kL/日	2.8 kL/日	2.8 kL/日	2.7 kL/日
雑 排 水 量	0.6 kL/日	0.3 kL/日	0.2 kL/日	0.1 kL/日
合 計	97.6 kL/日	95.8 kL/日	93.0 kL/日	82.9 kL/日

注) 目標年度等の原単位は、し尿3.77L/人・日、単独処理浄化槽汚泥0.99L/人・日、合併処理浄化槽汚泥2.31L/人・日、農業集落排水施設汚泥1.36L/人・日とした。

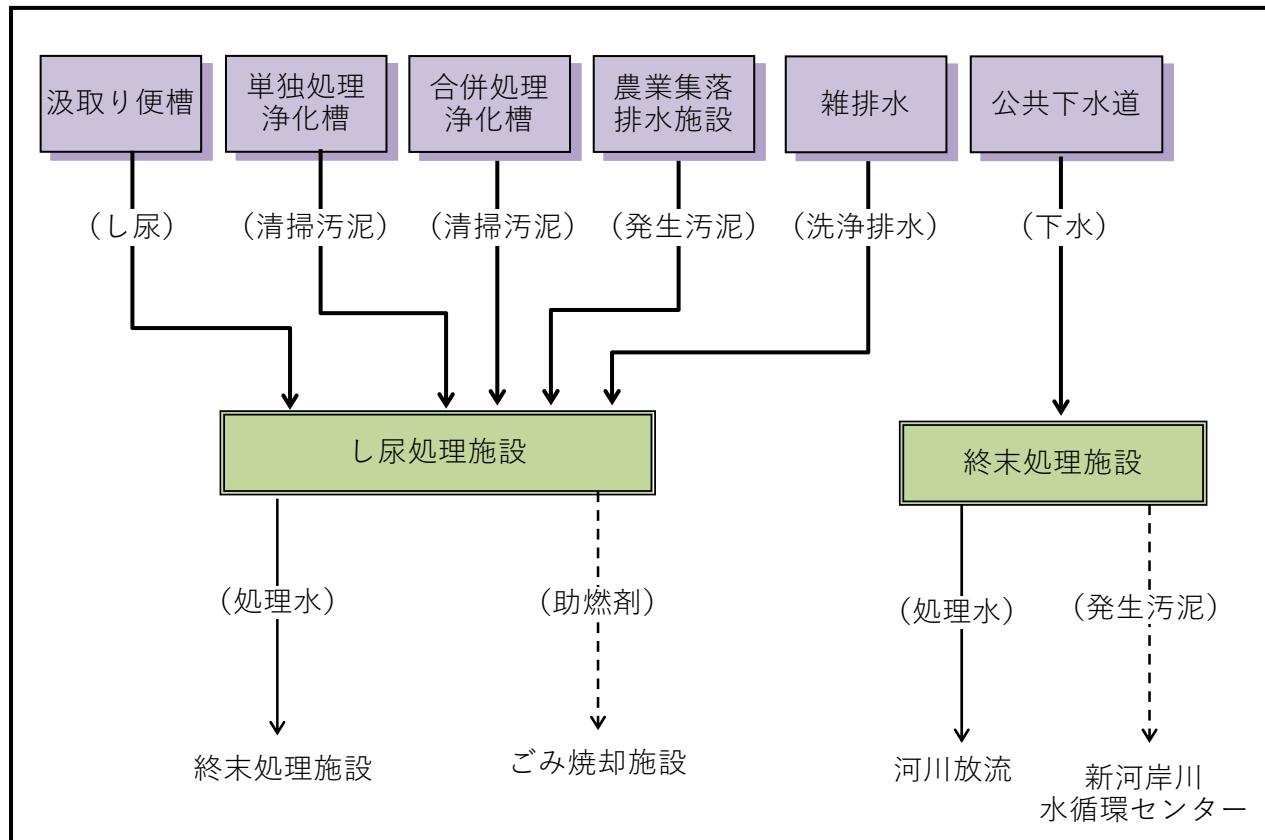


図5.4.1 し尿・汚泥の処理・処分体系

(1) 収集・運搬計画

ア. 収集・運搬計画に関する目標

収集対象区域内から発生するし尿、浄化槽汚泥等を、迅速かつ衛生的に処理するため、し尿、浄化槽汚泥等の収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化、円滑化を図る。

イ. 収集区域の範囲

本市の全域を収集対象区域とする。

ウ. 収集・運搬の方法及び量

(ア) 収集・運搬対象物

収集対象区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥等（合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥）及び雑排水の全量とする。

(イ) 収集・運搬の実施体制

収集・運搬については、現行どおり、許可業者により行うものとする。収集物は、本市が所管するし尿処理施設へ搬入する。なお、収集・運搬にあたっては、し尿、浄化槽汚泥等発生源の異なるものをバキューム車に混載しないこと

とする。

(ウ) 収集・運搬機材

バキューム車による収集・運搬方式とする。

(エ) 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、住民の申し込みにより隨時行う。

(オ) 施設搬入時間帯

施設への搬入時間帯は、月～金曜日 8:40～16:30とする。

(2) 中間処理計画

ア. 中間処理に関する目標

中間処理の目標は、処理対象物の量的、質的な変動に十分対応できる中間処理施設を整備し、適正処理を図るものとする。

イ. 中間処理の方法及び量

(ア) 中間処理対象物

計画収集区域内から収集されるし尿、浄化槽汚泥等及び雑排水とする。

(イ) 処理方法

収集し尿、浄化槽汚泥等及び雑排水は、中間処理施設へ搬入し、計画水質まで処理を行う。処理工程からの発生汚泥は、助燃剤化しエネルギーの有効利用を図る。

(ウ) 中間処理量

収集されるし尿、浄化槽汚泥等及び雑排水の全量とする。

将来のし尿等発生量は、表5.4.2 に示すとおりである。

表5.4.2 将来のし尿等発生量

(単位: kL/日)

区分	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
し 尿 量		4.5	4.1	3.8	3.4	3.1	2.8	2.3	2.0	1.7
淨化槽等汚泥量		93.5	92.5	92.7	92.7	92.4	92.6	92.5	92.3	92.1
単独処理浄化槽汚泥量		12.3	11.0	9.9	8.8	7.7	6.7	5.7	4.7	3.7
合併処理浄化槽汚泥量		78.5	78.8	80.1	81.2	81.9	83.1	84.0	84.8	85.6
農業集落排水施設汚泥量		2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
雜 排 水 量		0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
排 出 量 合 計		98.5	97.1	96.9	96.5	95.8	95.7	95.1	94.5	94.0

区分	年度	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
し 尿 量		1.2	0.9	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4
淨化槽等汚泥量		91.6	91.2	90.7	88.9	87.1	85.3	83.6	82.4
単独処理浄化槽汚泥量		2.7	1.8	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
合併処理浄化槽汚泥量		86.1	86.6	87.1	85.5	83.8	82.1	80.4	79.3
農業集落排水施設汚泥量		2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
雜 排 水 量		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
排 出 量 合 計		93.0	92.3	91.4	89.5	87.7	85.8	84.1	82.9

(工) 中間処理施設

中間処理施設は、本市が所管するし尿処理施設とする。

ウ. 運転管理計画

し尿処理施設の運転管理計画は、次のとおりとする。

(ア) 施設の運転・管理主体

し尿処理施設の運転及び管理は、令和10年度までは本市が実施する。令和10年度以降は包括的運転管理委託により民間事業者が実施し、本市は事業の監視を行う。

(イ) 施設の運転計画

設備・装置の定期的な点検及び補修等を十分考慮して、令和10年度までは本市が運転計画を検討する。令和10年度以降は民間事業者が運転計画を検討し、本市は事業の監視を行う。

(ウ) 維持管理計画

施設機能を十分に發揮して、住民生活に支障をきたすことのないよう万全の体制を確立する。

(3) 資源化計画

発生汚泥を助燃剤化し、ごみ焼却施設へ搬出する。

第5節 その他

1. 地域住民に対する広報・啓発活動

河川等の公共用水域の浄化対策、下水道の水洗化推進及び浄化槽の設置・維持管理を推進するため、広報・啓発活動を行う。

(1) 家庭における発生源対策の推進

広報紙、パンフレット、講習会等により家庭で誰もができる家庭における発生源対策を推進し、生活排水に対する意識の向上を図る。

(2) 下水道の水洗化推進

戸別訪問等の実施により下水道の役割や接続義務等を指導し、下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図る。

(3) 農業集落排水施設の水洗化推進

戸別訪問等の実施により農業集落排水施設の役割や接続義務等を指導し、農業集落排水施設への接続を促し、水洗化率の向上を図る。

(4) 合併処理浄化槽の整備

広報紙、パンフレット等により合併処理浄化槽の浄化能力や利点、設置・維持管理に対する補助金制度などをPRし、普及を図る。

また、戸別訪問の実施により、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に関する住民指導を行う。

さらに、浄化槽処理水の放流先が無いことにより合併処理浄化槽の設置が困難な地区については、関係部署と連携することにより、課題の解消に向けた取り組みを行う。

(5) 浄化槽の適正管理

広報紙、パンフレット等により浄化槽の使い方や維持管理の方法についてPRし、浄化槽法に基づいた定期的な保守点検、清掃及び法定検査を行うように指導する。

2. 地域に関する諸計画との関係

本計画の推進にあたっては、総合計画、環境基本計画、下水道計画等の諸計画と整合を図りながら進めていく。これらの計画の見直しがあった場合は、本計画への影響等を整理・検討し、必要な対策を講じていくこととする。

また、市民団体や事業所等が実施する生活排水の浄化に向けた活動等についても、諸計画との整合が図られるよう協力を求めていく。

3. 災害廃棄物対策

災害時に発生するし尿等は、災害地域の衛生面を悪化させるため、早急な収集運搬が必要であり、その処理体制を構築する必要があるため、「地域防災計画」や「災害廃棄物処理計画」に従い適正処理を行っていく。

適正処理が困難となった場合に備えて、周辺自治体との協定などの締結により、相互に協力・支援する体制について検討していく。